
平成20年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成20年3月5日 (水曜日)

議 事 日 程 (2)

平成20年3月5日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【 出 席 議 員 】 (13名)

1番 辻本 一夫 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 小田 武人
5番 岡 夏子 6番 今井 保利 7番 川上 誠一 8番 松上 宏幸
9番 本田 哲也 10番 益田美恵子 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 武谷久美子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	会計管理者	野口浩俊
教育長	中島幸男	総務課長	嵐 保徳	企画課長	鶴原洋一
財政課長	占部義和	建設課長	三友伸一	上下水道課長	鶴原光芳
産業観光課長	北村 敬	税務課長	守田俊次	健康対策課長	竹野正己
住民課長	中西 学	環境福祉課長	木戸哲雄	学務課長	富永秋則
社会教育課長	内海猛年	病院事務長	小池健二	競艇施設課長	菊池省三

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、2番、貝掛議員の一般質問を許します。貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

皆さん、おはようございます。2番、貝掛です。それでは、議員になって初めての一般質問を通告書に従いましていたします。

まず、初めに人口増加策について。当町が平成14年度に過疎地域に指定されて以来、どのような人口増加策が行われてきたのか。

また、平成14年度から19年度までの各年3月末における人口の推移と平成20年2月末の人口をお尋ねいたします。

2番目に、平成13年度に策定されました町づくりの最上位計画であるマスタープランにおいて、2年後の平成22年度には人口1万7,000人と想定しておりますが、今後どのような人口増加策を講じていくのか、お尋ねいたします。

次に、子育て支援策についてお尋ねいたします。当町における子育て支援制度は北九州市と郡内他町と比較して、どのような現状なのかをお尋ねいたします。

2番目に、子育て支援センターの設置について、町の方針を町長にお尋ねいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

おはようございます。お答えいたします。

議員ご質問のとおり、芦屋町は平成14年度に過疎地域自立促進特別法による過疎の指定を受けております。過疎地域の自立促進特別法第6条では、過疎地域の市町村は自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て、過疎地域自立促進市町村計画を定めなければならないとされ、芦屋町においても当該計画を策定するとともに、議会の議決をいただいております。

そこで、自立促進計画ですが、産業振興、交通体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、雇用の確保、教育の振興、地域文化の振興など、その他といたしまして競艇事業や土地利用など、これらを総合的に推進することによりまして、自立に向けた施策展開を計画し、実施してきたところでございます。

議員ご指摘の人口対策については、これら総合的な各種施策を推進することによって対応をしてきたところでございます。事業といたしましては、道路改良事業、歴史民俗資料館整備事業、地域イントラネット整備事業、消防ポンプ自動車整備事業、タウンバス整備事業、浄化センター改築更新事業などを実施してきております。

次に、平成14年度以降の人口の推移についてご説明をいたします。14年度末1万6,394人、15年度1万6,567人、16年度末1万6,574人、17年度末1万6,567人、18年度末1万6,432人、19年度の2月末で1万6,189人、これは外国人も含めた人口でございまして、芦屋町全体の人口と考えてよかろうと思っております。このような状況になっております。

さきに述べましたように、総合的に施策を推進してきましたが、このように近年では人口は減少傾向にございます。地域別では、花美坂はプラス、人口増のプラスで推移をしておりますが、それ以外の地域すべてで人口減少傾向にございます。この原因につきましては、詳細に吟味はしておりませんが、一般的に言われるように若者が流出することに加え、少子高齢化による自然減があると考えられます。また、雇用を支えてきた北九州地域の経済産業の停滞もあるかと思っております。

次に、マスタープランに掲げました目標人口の1万7,000人に対する施策をどのように講じるのかということですが、過疎自立に向けた各種施策を進めてきましたが、近年の減少傾向に歯どめがかかるような特効薬を見出すことは難しい状況にございます。なお、具体的な人口対策といたしましては、芦屋町の事業ではございませんが、平成12年度から入居開始となった土地区画整理事業である花美坂がございまして、当該事業では販売区画数480戸に対しまして、平成19年12月末時点では383戸が建設され、1,358人が入居されております。現在、約100戸が未入居ということですが、逆に言いますと、まだ、増加要素があるというふうに考えられます。

また、これは計画段階でございまして、具体的なご説明はできませんが、町営住宅ストック活用中間見直しについて、現在検討しているところで、この計画によりまして人口対策につなげていくことは考えられるのではないかというふうにも考えております。これ以外にも集中改革プランに掲げました町有地の積極的売却や町営住宅の所得要件の緩和措置、それからバス交通の充実などの事業がございまして、

このように、芦屋町における人口増加策については、依然非常に厳しい状況があると認識していますが、限られた財源の中にあっても歴史を守り、海と緑を生かし、人が育つ町というマスタープランの将来像とともに、住民ニーズを把握しながら、この人口問題について真摯に課題の抽出などの調査、研究を行い、有効な対策につなげていく努力が必要だと思っております。

以上で、人口増加策についてのお答えといたします。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

件名、2点目の子育て支援策についてお答えいたします。

要旨1点目の子育て支援制度の北九州市並びに郡内比較ということでございますが、本町におきましては、子育て支援制度は平成17年3月に制定いたしました芦屋町次世代育成支援対策地域行動計画に提起をいたしておるところでございます。この計画は全国一斉に策定が義務づけられたものでございますけれども、お尋ねの比較ということですが、うちの方の所管でございます福祉課の範囲内でございますけれども、国が法定14事業、14の事業を推進いたしておりますけれども、その法定14事業を比べる限りでは、郡内ではほぼ、それぞれの現状は同じであると認識しております。

また、北九州市におきましては、その14事業のみならず総合行政として福祉課だけでなく、あらゆる課で子育て支援という事業を実施いたしております。種目的には300以上の事業をやっておりますが、その辺が大きく違っておりまして、北九州市は、かなり進んでおるという認識をいたしておるところでございます。

この計画は平成21年度が見直し年度になっておりまして、本年度20年度より目標数値の見直しを初め、取り組みができていない制度や事業につきまして、その実施に向けて検討してまいりたいというように考えております。

要旨2点目の子育て支援センターの設置につきまして、町長のご回答の前に事務方の考え方を補足させていただきますと、ご指摘の地域子育て支援センター事業は、先ほど申しました法定の14事業の一つでございますが、県内ではセンター型というのが74カ所、広場型が26カ所設置をされております。郡内では水巻町が設置してあるというふうに聞いておりますが、本町といたしましては、先ほどの行動計画に必要性や方向性を述べております。今後、保育所やその他既存施設の活用を視野に入れて、事務方としては早急に設置ができるように検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

子育て支援の2点目、町の方針を町長にということですが、今、概略は課長が述べましたように、芦屋町、議員ご存じのように次世代育成支援対策地域行動計画、これに基づいて子育ての支援策を随時やっておるわけですが、少子高齢化の進展によって、子育てに関する支援が芦屋町にとっても非常に重要な課題であるというふうに認識はしており、これにつきましては保育所、幼稚園などの福祉、それから教育施設や乳幼児医療助成などの医療制度における支援などは実施しておりますが、育児や子育ての悩みなど解消、指導していくようなシステムは現段階ではありません。恐らく貝掛議員の趣旨というのは、育児、子どもの子育ての悩みを指導していく相談業務のような趣旨ではないかと思うのですが、支援の内容につきましては福祉、保育所にとどまらず健康などの保健事業、それから教育などの家庭教育などがあり、これらを総合的に支援する体制づくりについて、いわゆるセンター方式というか、子育て支援センター構想について、今後検討課題として取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

確かに、花美坂の分譲で平成17年度までは増加傾向にあります。先ほど企画課長がおっしゃったように、恐らくインフラの整備をされてきたと思います。これは本当に過疎債という、70%補助金充当という起債を使ってインフラの整備をしてきたわけですが、17年度から18年度までに人口が減少しました。そのときにやはり危機感を持って人口増加策に真剣に取り組んでいただきたいと、いただきかったと私は考えます。私が独自に調査したところによりますと、平成17年1月から平成20年1月にかけてゼロ歳から9歳以下174人の減少でございます。それから、20代、30代は305人の減少でございます。逆に70歳以上は288人増加しております。

これは私がどうやって調査したかと言いますと、ここにこういった資料がございます。これは、ゼロ歳から110歳まで1歳単位に人数と各区ごとに人数が表示されております。これは恐らく平成14年か15年度から毎月1回、住民課の方がつくっておるそうですが、企画課長、こういった資料はご存じだったでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

承知しております。

○議員 2番 貝掛 俊之君

この作成の目的は何だったのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

各自治区ごとの人口の動き等を統計であらわすものでございます。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

作成の意図がやはりこれ先ほどの返答も聞きましたけど、恐らくこれは次世代支援計画とか町の計画とかに人口の分布とか、そういった参考資料にしか使ってないと思うんです。それで、私がこの件についてちょっと言いたいのは、やはり職員の方が毎月1回、すごいこの膨大な数を打ち込んでいくわけです。毎月1回。そうしたら、つくる方も何の意図でこれをつくっているのか、わからなければつくる方もモチベーションが下がると思います。

これを有効に活用しなければ、小さなことですけれども、これ本当、税金のむだ遣いになると私は思います。せっかくこういった立派な資料があるのですから、これから本当に人口増加、大切なことでございます。このような資料があるのですから、これを有効に分析して、人口増加策の対策に使っていただければと私は思います。

次の質問ですけれども、今後、町として人口増加策についてプロジェクトチーム等を策定する考えはありますか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

先ほども述べましたように、この問題につきましては大きな町づくりにかかわる問題と認識しております。それで、本当におくればせというような形にはなろうかと思いますが、現状の分析、それから現状の把握、それから問題点の抽出、問題点にかかわる計画をどう設定するかというようなことにおきまして、それはいろんな先進地もございます。先進地は人口増加策として固定資産税の減免をしたり、それから助成金を出したり、Uターンに関するいろんな施策を講じたというようなことで、先進地もかなり全国的に見れば多々ございます。

そういう意味から、私どもの企画の事業といたしまして、この問題については一生懸命やりたいというふうに考えております。ただ、現段階でプロジェクト云々については、まだ、はっきり

した計画を持っておりませんが、今後、基本的には現状がどうあるのか。芦屋町の現状、本当に今、貝掛議員がおっしゃったような、その現状の中でどういう問題点があるのか、ということも含めて検討していきたいというふうに考えております。

なお、近々ですが、来週から転入者と転出者、芦屋町に入っただけの方、それから芦屋町から出ていかれる方、これらの方たちに対してどうして芦屋町から出られるんですか、芦屋町に入っただけの方かという調査を、今、ちょうど転入転出の時期でございますので、3月から5月ぐらいまでかけてサンプルを取りたい。ある程度、その辺で問題点等の抽出も出てくるやもしれないというふうな認識を持っておりまして、その辺の調査等も含めまして、今後具体的に言いますと、人口増加策基本計画なるものを策定するとか、そういうことにもつながってくるかもしれませんが、その辺のところについての調査研究はしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

本当に20代、30代の方が305人減少、20代、30代といった生産年齢人口をふやすことが、やはり重点的な政策と私は考えております。

そこで、千葉県君津市、これは平成19年9月に住宅取得奨励条例というのを制定しまして、新築の住宅を取得した方に50万円の奨励を補助するなど、人口増を図っております。芦屋町も20代、30代の子育て世代を対象に1年間等の期間を設定して、その間に新築住宅を取得した方は5年間の固定資産税を猶予するような、そうしたソフト面の政策を十分、しっかりと検討していただきたいと思っております。

私になぜ、このように人口増加、人口増加と言っているのかと申しますと、これ一般論からまず言いますと、まず需要が増加すればおのずと供給もふえます。小売店も飲食店も活性化し、町としてはタウンバスの町の経費負担も削減されます。人口がふえれば交付税も増額されます。そして、これは芦屋町だけに言えることなんですけれども、芦屋町はもともと人口2万人を想定したインフラの整備を行っております。三つの小学校に一つの中学校、皆さん胸を張っておっしゃられるほぼ100%を完備した下水道、そして下水道処理施設は2万人強の処理能力があるようにつくられております。

こうした2万人規模のインフラの維持を今、現在、1万6,000人でしているというところが、今の芦屋町の現状でございます。民間ではとてもできない下水道事業はどこの自治体も赤字でございます。本年度の予算を見ましても約1.8億円、一般会計から繰り入れられております。

あと4,000人下水道料金が徴収できれば町としても財政負担の軽減が図れると思います。こうした芦屋町は合併協議会において単独で行くと決断しました。この芦屋町を守っていくためにも何とかこの人口増加が必要であります。私も真剣にどうしていけばいいのか、考えてまいります。執行部としても、この人口増加策に対しては最善を尽くしていただきたいと思いますが、町長、お考えをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

貝掛議員のお話ごもっともでございます。いろんな問題があると思います。この人口問題というのは、もう芦屋町の命題というか、過去、今までの議会、この問題、議員さんからご提言があつております。じゃ、若者層を定住させるにはどうするかという、この1点につきましては、企業誘致ができるかどうか。企業誘致をするには、やはりそれなりの土地が必要である。それだけの土地が芦屋にあるか、これはない。

それと、現実的に中学校まではいいけど、高校に入ると、やはりJRの駅、折尾駅、遠賀川駅等々まで行かなくてはいけない。となると、やはり自衛隊さんとか、鋳鍛鋼の方たちはどうしてもJRの駅近くの方に家を求めていく、定住をされるというようなことで、非常にこれ悩ましい問題であるわけでございます。いわゆる貝掛議員言われたように、プロジェクトチームとか、私もちょっと調べてみたんですが、いろんな形で、これ地方の方では同じような悩みを持っておるわけでございまして、島根県におきましてはふるさと定住促進連絡協議会というものを立ち上げて、何とか定住をしていただきたいということで、協議会ができておるそうです。ここだけに限らず、いわゆる地方都市、地方の町に、今、同じような共通のことでやっておるんであります。

それともう一点、若い人というのではなくて、今度は目先を変えまして、いわゆる団塊の世代、親元離れてそれぞれ定年を迎える方、ふるさとを出て都会に行かれた方等をもう一度呼び戻すこととか、そしてふるさとに住んでいただくというようなことも人口定住策の一つであると言えます。

非常に建設的なご質問であり、真剣にこれは取り組んでいかなければならないと認識しておりますので、非常にデリケートというか、難しい問題でございますので、いろんな分野の方のご意見を拝聴いたしまして、何とか人口増加対策につきましては、委員会なり、プロジェクトチームなりを立ち上げることができれば、そういうような形で検討していきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

ありがとうございます。

それでは、次のご質問に移らせていただきます。芦屋基地の隊員の数が減少しているとお聞きしますが、現状はいかがなものか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

芦屋基地につきましては、いろんな航空自衛隊の問題で、一部訓練機が浜松に移転したこともございます。それと滑走路がある意味、非常に短いというような状況から、航空自衛隊の関係で一部そういう移転があったということで聞いております。

そういった関係で、当然、パイロット、それから整備に関する一部が浜松の方に行ったというような報告を受けております。ただ、自衛隊員数としては減少傾向がございますが、申し訳ございませんが数の実態としては把握しておりません。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

町長がマニフェストにおきまして基地との連携を掲げております。これは何か問題等が発生した際に、基地と協力して解決していくと、これは非常によいことだと思います。しかし、芦屋町と芦屋基地が共存共栄していくためには、やはり芦屋基地の隊員の増加を基地と話し合って交渉していくべきではないでしょうか。町長、お願いします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

これも芦屋町と芦屋基地で、じゃあ、基地司令と話しして解決できる問題ではなく、やはり防衛省、いわゆる国の防衛の問題の中の全体的な計画の中でするものであって、ただ、言えることは芦屋基地が当町に来たときの、いわゆる約束事というのがありますので、そのことについては芦屋基地というよりも防衛省の方としかるべく詰めていかなければならないと認識しております。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

ありがとうございます。ぜひとも芦屋基地の隊員増に向けて努力していただきたいと思います。次の質問に移らせていただきます。やはり人口が減少した原因はやはり転出、社会現象によっ

て人口が出ていったということが私は考えられると思います。その要因の一つに生活の利便性も考えられると思います。やはり昨年2月の正門通りにあるスーパーが撤退していったことがひとつの要因であると私は考えられます。そこにもう一つつけ加えて言いたいのが、その近隣のお年寄りの方は非常に買い物ができなくて不便な思いをしております。

こうした現状も踏まえて、一つ質問なんですけれども、芦屋町はあの正門通りのスーパーの跡地に新たなスーパーを誘致できるよう、働きかけ等はできるのか、できないのか。できるのであれば、どのような取り組みができるのか、できないのであればその理由をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

それでは、私からお答えさせていただきます。今回、あそこのスーパー、ハローデイさんが撤退をされたということにつきまして、高齢の方々については大変不便な状況である。お若い方は車は移動するということも可能ですので、そこら辺の高齢者の方に住みやすい環境をつくるというのは、今、言われるように非常に大事なことかと思っております。その撤退に当たりましては、いわゆる店舗の面積あたりが非常に狭いといいますか、いろんな営業戦略していくのに非常に狭いというようなことで撤退をされまして、その後、次なる店舗の誘致というようなことも、家主さんといいますか、オーナー、そこら辺のところもいろんな努力もされましたし、また、商工会等々からも次なる誘致ということで努力をされたわけですけれども、やはりいろいろとテナントの料金の問題だとか、広さの問題等々がございまして、残念ながら今のところ誘致までは至っていないというようなことをお聞きしております。

それで、私どもとしましても、そういうふうな利便性の観点から中には誘致もさることながら、これはもういわゆるオーナーとしての努力も——家賃が入らないわけですから、そういった努力もしていただかなくてはいけない問題だというように思っております。あの一带にそのようなスーパー的なものが誘致できないかどうか。これについて、ご存じのように前に商業集積事業等々取り組みを行ってきた経緯もございます。したがって、断念いたしましたけれども、土地利用については芦屋町の商業だけでなく全体的な土地利用という観点から、船頭町の今の駐車場の関係についても検討するというにいたしておりますので、そういったものができないかどうか。私どもとしても、でき得ればそういうふうなものの誘致についても考えていきたいということで考えております。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、副町長の方から概略お話ししましたが、私の意見として今、副町長が言われたように船頭町跡地駐車場の商業地の問題という、もう過去30年、1回、2回、3回、これは商工会にまず計画させたんですけれども、これが何度やっても決まらない。一度これはもう商工会決まらないから、役場の企画課に回して今日まで来ている。

もう、ここに至りましては、貝掛議員言われるように車を持たれている方はいいんですけど、少子高齢化になりましてやっぱりお年寄りの方のお買い物の場所がない。これは早急に何とかしなくちゃいけない。これは非常に芦屋町として重要な問題であると私は認識しているわけです。これを私は町有地のまま持つておるからいろんな意見が出る。いわゆるプラン的に老人の憩いの家を建てていただきたいとか、図書館建てていただきたいという、いろんな町有地であるがゆえにいろんな住民の方の意見があったわけです。今、最優先すべきは、その辺のお年寄りの方の生活必需品を買うことが大事ということは、あそこを例えばそういうスーパーがここで進出したいという方を募りまして、そして、その方を優先的に売却するような形で私は今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

ぜひ、そういったことについて努力していただきたいと思います。

過疎自立促進計画の商業の欄、——9ページにあるんですけれども、これ芦屋町が策定しているんです。自立するために芦屋町が単独で頑張るためにこれ作成されているんです。商業環境の著しい変化に対応するために、商工会を中心とした商業者の意識啓発及び商業の活性化、近代化に対する取り組みを支援し、また、魅力ある商店街を形成するために船頭町駐車場の周辺環境、交通環境を整備することで住民に利便性と快適な買い物空間を提供すると書いておりますので、ぜひとも一生懸命頑張ってくださいと思います。

町営住宅、浜口の解体の跡地について、今、いろいろな計画が練られておられるとは思いますが、けれども、ひとつこういったことがあるということをお頭に置いていただきたいと思っております。私が、また調査したところによりますと、現状で江川台は、674人住んでいるうちにゼロ歳から9歳が31人、実質4%でございます。子どもの比率が。はまゆう団地、これ190人住んでいるうちに、これ17%、比率的に9%。ところが、第1緑ヶ丘団地——鑄鍛鋼です。これ1,382人に対し235人、17%子どもがいるんです。実際、これ緑ヶ丘団地も30年前、はまゆう団地もちょっと定かじゃないですけど、20年前か、江川台もそのくらいたっておられるわけです。

住宅宅地分譲というのは、これはサイクルなんです。今のはまゆう団地も江川台も今、見られ

て現状は本当に高齢化が進んで子どもがいない。これは岡垣でも言えることです。高陽団地、すごい状況です。そうした現状を踏まえて今後の芦屋町の浜口、町営住宅の解体跡地を十分慎重に審議してもらって、これから10年、20年後の芦屋町、それが生きてくるような形で最善の方向を検討していただきたいと思います。

それから、次に移らせていただきます。子育て支援次世代育成支援計画において、ここに資料があるんですけども——この39ページ。ここ子育て支援の充実に向けて芦屋町に期待することというアンケート調査を芦屋町行っております。これで一番比率が高いのは、保育所や幼稚園にかかる費用の負担を軽減してほしい。これが一番高いんです。

そこで、ご質問ですけども、例えば保育料、乳幼児医療費、今回福岡県の指針で10月にちょっとよくなるかもしれませんが。こういったものは県の規定のもとに郡内足並みをそろえているんですけども、やはり若い世代を呼び込むソフト政策として、近隣他町と差別化を図るべきではないかと考えますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

確かにこの行動計画をつくる時の一番多い要望としては、保育所や幼稚園の費用負担の問題がございます。子育てを図る上にやはり経費負担が一番大きいということでのご要望の一つだというふうに思います。うちの所管であります保育施設の保育料につきましては国が示しています基準にもとづきまして、うちの独自の制度を付加して現在になっています。国の方は所得別に11階層に分けていますが、それを芦屋町独自に9階層に分けて、中身につきましてもなるだけ負担のかからない方法、独自性を入れておるといってございますが、ほぼ近隣市町村はそういう状態でございますが。それをさらなる軽減ということになりますと、いろいろ経営上の問題にも、行政も経営者でございますから。現状でもいわゆる値上げの見直しをしなければならない状況にはあるんですが、私が来てからもう2年ぐらいになりますが、1回もまだ値上げの見直しはしておりません。

ということで、少なくとも負担が増さないようにということでの現状維持を今、しております。そういう状況でございますから、さらなる負担軽減というのは少し無理ではないかな、というふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

保育料の値段についてなんですけれども、郡内3町と北九州市と高いのか、芦屋町低いのか、お答え願いますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

先ほど言いました階層別に分けますと、多少の凸凹はありますが、平均的には変わらないというふうに認識しております。ただ、所得の階層によってそれによって若干開きがあるところもございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

ありがとうございます。子育て支援センターについてですけれども、町長が話していた趣旨とちょっと私の考えは異なるんですけれども、子育て支援センターの設置についてはいろんな場所もあると思います。例えば町民会館、学校の空教室、これは町民が本当にいいと思うところ、最善の場所を吟味していただきまして設置していただきたいと思います。私が思う子育て支援センターは、何も就学前の幼児だけを預かるのではなくて、小学生まで来れるようなセンターをつくれればいいと考えております。

そこで、団塊の世代の方の有償ボランティア、そういった方に来ていただいて、そこに来れば竹トンボや竹馬などをつくったりと、世代間の交流ができるような、そんな空間ができればいいなど私は考えております。そこには雷親父がいて、子どもが悪いことをしたらしっかりと叱れる、そのような環境を整えていただければと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で、貝掛議員の一般質問を終わりました。

○議長 横尾 武志君

次に、1番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

1番、辻本です。ただいまから一般質問をさせていただきます。

周知のとおり仮庁舎移転工事は職員が逮捕されるという、まさに官製談合事件に発展してしまい非常に残念であります。私は今回の事件を受けて関係者の擁護あるいは正当化するというもの

ではないということを先に申し上げ、二度とこのような事件が発生しないように見直しが必要な部分は見直しを行い、より公正な入札制度の確立の上から質問をさせていただきます。

件名1、入札制度改革と町内業者の育成について。要旨の1点目は、今般の仮庁舎移転工事にかかわる設計から入札に至るまでの事務事業の経緯と入札制度について。

2点目は、地方自治体の役割として重要な施策の一つである中小企業対策について、芦屋町として町内業者の育成を今後どのようにするのかについて、お尋ねします。

件名2、防災対策と防災条例の制定についてということで、要旨の1でございますが、小中学校等公的施設の耐震診断が実施されましたが、その結果と今後の対策について。

2点目は、災害弱者と言われる高齢者等要援護者の情報の共有化を図るために、個人情報に関する芦屋町防災条例の制定について伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。執行部の説明は、簡潔にお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 占部 義和君

それでは、1点目の入札制度改革と町内業者の育成についてで、①今回の工事にかかわる設計から入札に至るまでの事務事業の経緯、それから流れという趣旨でまず、お答えいたします。

まず、設計するには当然予算が必要なわけでありまして、設計予算の確保につきましては、17年の9月議会におきまして一般会計補正予算第3号という中で、庁舎改修等基本計画策定業務委託という費用1,600万円を計上し、議決されました。この業務委託というのは、議会で何度か説明しましたように、本庁舎を別途新築した方がいいのか、いや改修した方がいいのか、その辺の効率性を判断するために、それぞれの案について資料を出していただくというのが主な内容ですけれども、その中で、いや改修すべきだという方向性が出ましたならば、その移転先として中央公民館の事務室対応型への改築が必要になる、そういう実施設計も含めておったわけでございます。

次に、工事予算といたしましては、19年の6月議会で同じく一般会計の補正第1号として、この仮庁舎の改修工事1,488万9,000円が計上され、議決をいただいております。

それで、工事予算が確保できたわけですから、当然工事担当である建設課の方からいわゆる起工何なるものが財政課に提出されました。この起工何で予算規模が1,488万9,000円ですので、業者の指名をいかにするかという資格審査委員会を開催しました。これが19年8月27日でございます。この改修の建築並びに電気、その他IT、この辺も含めて指名業者の選定をこの会議で諮ったわけでありまして、予算規模から指名業者としましては、B、Cランクの7社以上を選定する必要がございました。

委員会の中で審議した結果、資格を持った業者さんが町内に6社おられました。もう1社必要ですが、もう1社については芦屋に支店があるという地域性を考慮しまして、合計7社を選定いたしました。現場説明を9月5日に行っております。それから、入札日は9月13日の9時から行ったわけですが、その日の始業開始後8時30分に予定価格の決裁を受け、入札会場に臨んだわけでございます。その結果、有限会社コア企画が落札した。そういうものでございます。

それから、次に入札制度改革についてでございますけれども、集中改革プランにも掲げておりましたし、改革に向けて他市町の情報を収集していたさなかに今回の事件が摘発されたわけでありましたが、現時点でまだ、確たる方針、ここをやりますという決定はまだなされておませんが、この件につきましての資格審査委員会で検討を重ねております。

検討をしている項目についてご報告させていただきますが、まず、1点目に一般競争入札の対象工事について、現行は5億円以上という取り決めをしておりますが、この金額の引き下げ、2点目といたしまして現在、非公表の予定価格及び制限価格を事前公表すべきではないか。そういう観点。それから、3点目にいわゆる指名競争入札の場合には現場説明会というのを一同に会しての現場説明会を行っております。その現場説明会に呼ばれた業者さん——こういうメンバーが指名されているんだというのが、その場でわかるような仕組みになっておまして、これを廃止すべきではないか。例えば、時間差でもって設計書を取りに来ていただく。質問があれば受け付ける。こういう制度への見直し。

それから、現在、指名業者の公表、現場説明時には当然、入札前ですけれども、一同に会して業者名を読み上げますので、事前公表、入札日を起算日とすれば事前公表という形になっておりますが、これも入札日しか一同に会さないというような方法をとるべきではないか。それから、指名業者の構成について、現行では町内業者に資格があれば、すべて町内業者というような選定の仕方をしておりましたけれども、一定の割合については町外業者を選定することも考えたかどうか。こういう点について検討し、4月1日の施行に向けて検討している状況でございます。

なお、これらの検討項目につきましては、今回の事件を受け、談合しにくい仕組みとはいかなるものか。また、今回の場合、逮捕された職員が設計価格に近い価格を漏洩したというような新聞報道がございますが、そういう職員への不当な接触、これを排除する観点で検討しているものでございます。

それから、2点目の町内業者の育成を今後どのようにするかということですが、これは入札とか、今回の事件に絡んでということで、町内業者ということは建設業者に限定してお答えいたしますが、例えば、技術力の向上、このための研修会、それを町主催でやっているかということ、そういうことはやっておりません。

しかしながら、それぞれ工事受注した業者さんは、施工するに当たって、工事担当職員が現場

に出向いたりして現場監督しているわけですが、その中で必要に応じて不備な点は指導しておりますし、また、契約検査担当者、これは完了検査日に工事担当者を同席させた後、書類的に不備な点がある。こういった場合には、こういう点が不備なんですよ、これは是正しないといけませんよということでの指導はしております。

それから、また、現行の芦屋町の指名基準の中に、こういう一文があります。町内業者育成のため、特に町長が認めたときの措置といたしまして、例えばBランクの業者しか選定できないという基準になっておりましても、町内業者に限ってはCランクであっても発注しようとする金額が、そのCランクの業者さんの年間工事実績額の1.5倍以内であれば施工は可能だというふうに判断いたしまして指名できるという、こういう措置でございます。今後も建設業法を遵守した中で、この規定を運用していくべきではないかと、そのように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 北村 敬君

商業振興を担当している立場からお答えさせていただきます。

今後、どのようにするかということでございます。行政としては商工業者の皆さんが、経営努力されているのを後から後押しをするというのが行政の役割というふうに私どもは認識しております。現在まで、具体的には行政内で使用する物品の発注、消耗品、それから備品等でございますが、こういった購入時は町内業者を優先して購入をしていくということ、過去からずっとそういう目的でやっております。

それから、町の制度融資、これは運転資金、設備投資時の資金の確保、低利で商工業者の皆さん方にご利用していただく、それから商工会への支援ということで補助金の支出、それから正門町のアーケードの街路灯の電気料の支援、町民の利便性を考慮しまして、先ほどちょっと貝掛議員が触れられましたけれども、船頭町の町有地、これも町民の利便性ということで、商工会に低利で使用許可をしておる。もろもろそういった町のそういう支援を今後とも継続していきたいということで考えております。近代化ということ、ちょっと先ほど触れられましたけれども、当分は町内業者さん、商業活動をインターネットで紹介するというような、そういうノウハウの面の支援も視野に入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

私の方からは2番目の防災対策と防災条例の制定の関係の①、小学校など公的施設の耐震診断が実施されたが、その結果と今後の対策についてということについてお答えをさせていただきます。

耐震診断につきましては、いろんな公共施設ございますが、今回は企画の方でまとめて診断をしておりますので、私の方から答えをいたします。今回の補正予算にも計上をしておりますが、約3,200万円の予算額で、そのうち3分の1の約1,070万は国庫補助によりまして、この事業を実施しております。公的施設の診断につきましては、建築基準法による耐震強度の改正前でありまして昭和56年以前の建築の施設を対象に各学校を始めまして、38の施設の診断を実施しております。

議員ご指摘の診断結果につきましては、現時点ではまだ、明らかになっていませんので、ここではまことに恐れ入りますがご説明ができない状況でございます。

今後につきましては、この診断結果に基づき、優先度の程度によりまして、耐震工事にかかる計画を策定し、それに沿って事業実施をしていくこととなります。ただし、行政改革における大型事業、これの財源としては10年間で10億を想定しておりまして、庁舎改修等既に実施している事業もあることから、事業実施については財源を含め優先度により、段階的に行うものとなるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

それでは、2点目の芦屋町の防災条例の制定について、お答えさせていただきます。これにつきましては、要援護者ということでございますので、今、大きな全国的にも災害が起こったときに弱い立場に置かれております障がい者、高齢者などの要援護者の方々への防災対策が、今、大きな課題として取り沙汰されているところでございます。国におきましては、17年に災害時要援護者の避難支援ガイドラインというものが策定されております。福岡県におきましても災害時要援護者支援対策マニュアルというものが既に策定されております。

芦屋町におきましては、福祉部門との関連で研修会等に積極的に参加をいたしまして、支援体制を確立すべき検討を重ねてまいりました。まず、要援護者の方々の情報と申しますか、それを集めるということに観点を置きまして、19年2月に——これは個人情報保護に配慮をした形で調査依頼、民生委員さんに調査依頼をしております。これはご本人の同意が得られた方で登録をさせていただいたということで、19年5月にその内容をとりまとめておるところでございます。今後は、この貴重なデータを要援護者支援のために活用してまいりたいというふうに思っております。

ます。また、このデータは毎年、年1回見直しして、情報を新たにするとともにより多くの方にご理解をいただき、登録をしていただくような努力を進めてまいりたいと考えております。

また、そのデータをどう生かしていくことでございますけれども、これには実際にそういう災害が起こったときに一番重要なことは、サポート体制の確立が重要となりますので、今後、住民の皆様方のご協力とご理解を求めながら、そういうサポート体制の自主防災組織を構築していかなければならないというように考えております。

そこで、議員ご指摘の防災条例はいかがということでございますが、全国的に見ましてもまだ数カ所の自治体しか設置してございません。ただ、この防災条例につきましては、地域防災計画というものからそういうもう一歩進んで防災条例という形でございますので、もうしばらくは検討をさせていただきたいというふうに考えております。しかしながら、いつ起こってくるかわからない災害でございますので、当面は今策定しております地域防災計画を再度大幅に見直しを図りながら、安心・安全な地域づくりのため防災組織の確立や、防災情報をいかに住民の方に提供していく。そういう提供の強化などを積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、件名1の要旨1について、今回の官製談合事件の発生については現行の入札制度のどのようなところにそういった要因があったのかということが第1点。2点目は、入札に至るまでの経緯はおおむねわかりました。けれども、入札指名業者を決定する、先ほど何とか委員会と言われましたが、その委員会があるというのもわかりました。そこで、設計価格と予定価格の違いは何かということをお尋ねします。

それから、今回の移転工事にかかわる設計積算は建設課なのか、設計会社なのか。どこがやられたのかということが3点目。

4点目は、設計から入札終了までの間で、予定価格を知り得るポジションはどこなのか。町長、副町長が予定価格を知るのはいつの時点なのか。この点についてはどうですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

たくさん言われましたので、落ちるかもしれませんが。

まず、今回のこういう事件があった要因と考えられるのは、どういうことが考えられるかとい

うことであったと思います。これは平成14年1月23日、芦屋町議会第1回臨時会におきまして、当時の商工会からいわゆる町内業者に配慮してくださいという趣旨での請願書が出され、満場一致で採択されております。そのことを私ども執行部としましては、議会も全会一致で採択された事案ですので、そういうことはしていかなくてはならないというふうな認識のもとに、指名業者につきましても町内業者に指名する数——何社以上という取り決めがあるわけですが、そこで町内業者だけで充足できれば、町内業者だけを指名してきたという経緯があります。どうしても数的に足りない場合は、当然町外から入れておいたということはあるんですけど、町内業者でできる——数がそろそろ分についてはすべて町内業者を指名してきました。

そこで、これはもちろん確たることは言えませんが、現場説明会もやっておりましたので、今回はこういうメンバーなんだ、しかも全部が町内業者なんだというのは業者さん、その時点でおわかりになるんだと思います。そういった意味ではいわゆる談合がしやすい仕組みであったのではなかろうかと、こういうことです。

それと、予定価格というのを事前公表しておりませんでした。これは一般競争入札においては事前公表しているわけですが、そうすると、業者さんは仮にというか、談合しなければ当然、自社で積算されて、これぐらいになるから、これぐらいで入れるという行動に移られるわけでしょうけど、仮に談合したとすれば、じゃあ、受注業者はどこ、あんなのところ何ぼ、というようなことを話し合ったのではないかと推測するわけですが、そのときに幾らで入れようかという価格、いわゆる予定価格、これをお知りになりたいという気持ちが働いたんでしょう。今回の担当係長に接触されて、予定価格もろではないんですけども、その予定価格の算出の基礎となる設計金額なるものに近い数字を教えたというのが新聞報道の内容でございます。そういったことが要因ではなかろうかと思えます。

それと、設計価格と予定価格の違いといいますのは、設計価格というのは、いわゆる工事の積算歩掛かりとか単価表に基づいて設計金額というのが積み上がります。そこで、予定価格はそれをそのままストレートに採用するのではなくて、この部分については企業努力で何とかもうちょっと安くできるだろう。あるいは2次製品、例えば側溝の改良工事でやりますと側溝なんかは完成品を買うてくるわけですから、そこは一定程度の数量が固まれば何割か、さらに安くなるだろう。そういった観点から担当職員が一定の率を掛けまして、事細かな計算式があるようです。私も実は、それは内容は知りませんが——そういったことで予定価格というのが決められる。したがって、設計価格よりも予定価格の方が数%低いという次第でございます。

それと、設計につきましては、通常の土木建築上の小さな工事といいますか、そういうのは建設課とか、水道ですと上下水道課とか、そういった技術屋さん、工事担当者が設計するわけですが、今回の事案につきましては、先ほど言いましたような業務委託の中に実施設計委託ま

で含まれておりましたので、業者さんが積み上げた数字を担当者と協議しながら、設計価格が算出された。そのように思っております。

それと、予定価格を知り得る職員はどういうのかということですが、これは財政課の契約管財係の係員、これが一定のルールに基づいて計算して算出します。その調書を担当の係長が計算間違いがないか、こういった観点で電卓をたたいてチェックします。それで間違いがなければ予定価格調書として作成され、決裁を受ける書類ができ上がるわけです。それを最終決裁権者、100万未満ですと私、財政課長です。100万から700万までは副町長です。700万以上は町長でございます。この最終決定権者しかその予定価格の決裁は押さない。通常の文書とか伝票の決裁は担当が判を押し、係長が押し、課長が押し、副町長、町長というふうに行くわけですが、多くの人目の目に触れないという観点からであろうと思いますが、芦屋町におきましてはそういうシステムになっております。たまたま今回は予算規模として約1,200万弱ですので、当然決裁は町長決裁でありましたけれども、当時中国の方にちょっと出張されておりましたので、地方自治法に基づく職務代理者として副町長が決裁権者になられたわけでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

では、今の1点目からやらさせていただきます。まず、要旨の1の部分の入札制度のあり方について質問いたします。

この入札制度は各自自治体によってさまざまだと思いますが、今回の談合事件を受けて、やはり防止策を講じないかんとするのは当然のことだと思うんですが、基本的には職員さんの関与をなくすということ。そして、公正、透明性を高める入札制度にするためには、先ほど今検討中であると。予定価格の公表、私もこれを考えていました。どうしてこうなるのか。やはりそこだと思っていますし、もう一方では、他町も導入されている最低制限価格の事前公表と、そういうのも考え方としてあると思います。そこらあたりを考えまして、それともう一つはやはり先ほど財政課長おっしゃられましたが、現説のあり方、これも調べた結果ですけれども、やっぱり考えたがいなというふうに思いますので、ここらあたりについてはしっかりと、それも早急に検討し、実行していただきたいと思います。

それから、今、予定価格の検討、事前公表を検討しているという話ですけれども、この予定価格の公表は、先ほどおっしゃられました一般競争入札は、予定価格を公表しているんですね。指名競争入札でそうするとわかりました。

それでは、先ほどちょっと出ました予定価格の算定につきましては、担当契約係長さんが基準

を策定し、そして財政課のチェックをして予定価格の決定と、そういう流れというように先ほど聞きましたけど、設計価格は設計業者が建設課に提出する。建設課がその価格に対して予定価格は建設課がやって、それを財政課に渡すということですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

起工伺が上がると言いましたのは、今回、こういう工事をやるから業者を含めて入札に付してくださいという書類であります、それが工事担当課から財政課の方に上がってきます。そのときにはいわゆる金抜きの設計書が添付されます。金抜きの。だから、設計金額が幾らであるとか、事細かな工種に幾らだとか、そういうのが全く入っていない空欄になった設計書が上がってきます。

そして、それで、じゃ予算規模が幾らかというのは当然、財政でもつかんでいます、所管も当然つかんでいます。じゃ、その予算規模の場合、そういう予算規模によって業者選定をどういうランクの業者を何社以上選定せないけんのかというのが指名基準に中にうたわれております。

そこで資格審査委員会を開いて、その業者の決定をします。そして、その業者名を書き入れて、選定された業者名を書き入れて決裁区分によって、その起工伺というのが決裁がおります。それがおりると、今度は予定価格の作成に移るわけです。その予定価格を算出するためには当然金入りの設計書が必要です。これはその時点では今回の場合、建設課、担当係長が持つとった。それを契約係の方に上げてもらって、契約係員はその設計内容を見て、さっき言いました2次製品が多い、少ないだの、この工種については幾らかできるだろうと、それは事細かな計算式があるみたいです。私はそれはさっき言いました。知りませんが、それに基づいて予定価格というのを担当者が計算します。だから、建設課は一切かかわりません。予定価格の算定については。

そして、それで係長がチェックをしますけれど、それは計算間違いがないとか、そういう観点でのチェックです。蛍光ペンでいっちょいっちょ押さえながら、ああ、間違いない、間違いない。それが間違いなければ担当者に返されまして、それが予定価格調書、決裁を得るような体裁になっていますけど、そういう書類をつくります。そして、最終決裁権者に原則として入札日の当日の朝一番です。朝8時半に最終決裁権者の決裁をもらい、それが封筒に入れられて、糊づけされて、途中開けてないよという証拠で最終決裁権者の割り印までもらうわけですが、それを持って入札会場に行きます。そして、業者さんから札を入れてもらって、どの業者が幾ら、どの業者が幾ら、全部書き写した後、その場で開封して予定価格内にあるのかどうか、この辺をチェックしていくと、そういう仕組みでございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

何か早口で言われて、わかったようなわからんようなことがあります。大体、大まかにわかりました。

前後するかもしれませんが、私がちょっと自分で不思議だなと思うところを最後に一つ質問します。設計価格と予定価格の違いはどこですかというお尋ねをしましたが、確かにもともと何かこういうときには、特に大きな工事になれば設計業者に委託することになると思いますが、その設計業者が工事に要する費用はこのぐらいですよというのを積算したものを、さらに仕入れのぐあいとかいろいろ何ぼとか出ましたけれども、その額から数%から数十%といいますが、カットして予定価格を設定しているというふうに聞こえました。そういった方法をとるといふことは国の基準なんですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

数十%ということはございません。数%ということですが、これは今、検討している中で、制度改革に向けて検討している中で、ひとつの検討課題ではあるんですけども、今、国とか指導は設計価格イコール予定価格だよとそういう指導がっております。他の自治体においてもそういう方式を採用されておるところが多数であります。

じゃあ、芦屋町はなぜそういう方式を取っておるかというのは、ちょっと過去からずっとなもので、どういういきさつでされたか、採用された当時は他の自治体もそういうことがなされておったんではあろうとは推測できますけれども、確たる理由というのはありません。今後、これについても見直しの対象ではあろうというふうに思っています。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

私は、そこを聞いたかったんです。普通、設計価格イコール予定価格というのが当たり前の数字だと私、思ったからお尋ねしました。

では、じゃあ、課長がおっしゃるように、今までずっと過去からこれできたということは、不思議というふうに思ってたということが考えられますが、要は建設業者からすれば、やはり物品と同じように仕入れて、そこにある一定の適正利益というものもないと生活やっていけないわけですから、それが普通の工事であれ、大きな工事であれ、すべてそういう方式を取り入れてやっています。要するに適正価格というのをきちっと確保して、皆受注しているというのが実

態かと思いますが、これまでの工事において数%といいながらも、これは1,000万の数%という、1億の数%という、同じ率で積算をされるんですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

すべて一律というわけではありません。それから、まず一般競争入札においては、指名競争入札とは若干違う率にしております。といたしますのが、一般競争入札は5億円以上でございますので、そこを1%にしたってかなりの金額になりますから、その辺は勘案しております。

ただ、例えば4億の工事と1,000万の工事で全く同じ率かというのが結果として同じ率になる場合もありますし、何度も言いますが、私その計算方式詳しくは知りませんが、その計算方式に基づきますと、すべてが全く同じ率を歩引きするというわけではありません。工事の内容、それからさっき言いました二次製品のありようだとか、そういったいろんな要素でもって計算する方式が決まっておりますので、結果としてその歩引きする率が若干まちまちであるということは事実でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

わかりました。それでは、今まで、例えば大きな工事、小さな工事いろいろあると思いますが、町内の業者に対して見積り依頼とか、設計依頼とかしたことはありますか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

いわゆる随意契約、130万未満の工事等の契約はいわゆる随意契約といっているわけですが、私どもの財務規則並びに関連の規定の中では30万未満の修繕工事等々、これについてはもう所管課の裁量でいいですよということですので、町内業者からその現場を見てもらって、こういう修繕が必要です。これにはこういう経費がかかりますという見積りは取って支出負担行為決議表の方に添付して決裁後、発注しているという状況です。

それと、これは建設課長からの方がいいかもしれませんが、設計を町内業者にとすることは、以前町内業者で設計をされる会社がありました。そういうときには指名基準にクリアすれば、各指名して、実際受注された実績もあります。そういったことでやっておりますが、その業者、過去おられました町内業者については、現在指名願いが出されてない状況でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

わかりました。じゃ、ちょっともとに戻りますが、設計者の予定価格の公表を検討中だということはわかりましたが、その予定価格を公表とした場合には、例えば設計価格なのか、予定価格なのか、それもまだ検討を今からしていくんですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

確かに国あたりは設計価格イコール予定価格ですよという指導、並びに近隣の市町を調査しました結果はそのような方法を取っておりますので、4月1日施行に向けてのひとつの検討課題であろうと、検討中であるということでございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

この件の最後になりますが、今回の移転工事における積算については、私聞き漏らしているかもしれませんが、本庁舎の工事の一環として行われたんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

当初ご説明しました庁舎改修等基本計画策定業務委託、これを17年の9月議会で1,600万の補正予算を認めていただきまして発注したわけです。これはさっきも言いますように本庁舎を当然、アスベストをやっつけにゃいかんわけですが、それとともに機械電気設備も老朽化しとる。さらに耐震構造になっていない。こういう課題をクリアするためには、現施設を改修というののひとつの方法ですし、いや、もうこれだけ大きな面積は要らない。もっと別のところにコンパクトに建てかえた方が以降のランニングコストは減るんじゃないかと、そういういろんな議論がありました。じゃあ、コンパクトに新築した場合の経費はどれだけかかり、財源として補助金なり、起債なりが活用できるのかどうか。いわゆる一般財源の持ち出しベースでいくとどうなるのか。改修した場合は、当然、今回同様の補助も要りますし、起債もいくわけです、交付税措置のある。そうすると一般財源はかなり圧縮できると、そういったこと。

それから、ランニングコストについては、面積が広ければ広いほど確かに高くなるわけです。そういったことで、そういうのを判断するための資料、まず、その資料を出させようと、そういう趣旨で、大きな趣旨で委託しました。その中で、いや検討した結果、今回そういう結論になっ

たわけですが、改修にやりましよう、じゃあ、改修期間中はアスベストの危険性がありますので、事務を続けながらというのは不可能。じゃ、庁舎としてはどこか仮に移転しなければならない。じゃ、そこをどこにするか。中央公民館、じゃ、中央公民館を事務室に耐えうるような内容に改修しなければならない。そういった実施設計を含んで委託した。そういうことでございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

わかりました。この1番の件についてですけれどやっぱり町民の税金を使っているのですから、費用対効果の観点から安ければ安い方がいいということは当然のことだと思います。しかし、昨今、落札率が高いからすべて談合しているというような見方をされがちです。しかし、国土交通省のヒヤリング調査があつていまして、財団法人建設業情報管理センターというところが公表しています中身を読みますと、積算根拠となる資料、いわゆる建設工事と設計材料単価、公共工事設計労務単価、積算基準及び標準歩掛り等の公開が済んで積算ソフトが普及したことで、予定価格に近い金額で落札することが可能となっているということも事実であるというふうにまとめています。そのあたりを考えてみますと、町内の業者でもソフトを活用しているということもわかっていかないかんのじゃないかなというふうに思います。

なお、入札制度に当たっては、町職員が関与できない仕組みづくりをしっかりと取り組んでいたきたいということを申し上げて第1点の要件の1を終わります。

それから、次に今の質問の趣旨からすると相反する部分があると思われがちでございますけれども、地元業者育成についてお尋ねいたします。

先ほどからるる説明いただきましたが、行政の大きな役割として区域内の商工業振興があると思います。芦屋町の商工業振興策というのは先ほど聞きました。中にはやっぱり商工会に対する補助金だとか、いろんなアーケードの街路灯の補助金とか、そういった話がありましたけれども、そういった部分も含めてですけれども、地元商工業者の育成と繁栄のためには中小企業対策が国も県もきちっとあるということです。しかし、今の芦屋町の現状を見ますと本当に元気がなくて、衰退現象がどんどん進んでいる中、住民の方の気持ちも沈んできていような感じもします。

そこで、まず、地域内で事業を営んでいる商工業者が生き生きとした生活ができることが、地域活性化の源になるひとつになると思います。このようなことから、物品関係も含めて地元業者への発注、入札参加機会をふやすことは商工業振興策の一環となるので、そういった点を認識すべきだと思いますが、いま一度質問をいたします。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 北村 敬君

先ほどもちょっとご答弁で触れましたように、町内業者の育成支援という観点から現在まで物品の発注、工事の発注等々、全体的に町内業者の皆さんに生活の補てんという言葉は悪いんですが、家族、従業員の方もおられます。そういったところ、町民税も町内業者の皆様は町に納めていただいております。そういったもろもろの観点から、優先して現在まで町の商工振興に対するそういう施策を打ってきたところがございますので、先ほども申しましたように、こういった諸制度につきましては、今後とも継続して行政として取り組んでまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

時間がなくなりましたので申しわけないですが、最後に地方分権、地方自治が進んできている時代でもあります。この体制の中ですから町独自の判断で定められる諸規定、内規等で柔軟な対応が可能な面もたくさんあると思います。そこらあたりについてしっかり地元業者の育成に当たっていただきたいと思います。

一方、町内の商工業者は例えば消防団や交通安全協会、それから青少年問題など、行政をさまざまな分野で町の活性化に地域貢献という形で協力している面が多々あります。特に、災害発生時には地元業者は物心両面から町民の安心・安全に寄与しており、公共施設における緊急な措置などについても採算を度外視して対応するなど、目に見えない形で貢献しているということ、実態もあるということをおわかっていただいて、この件名1の質問を終わります。

次に、災害対策等防災条例の制定についてでございますが、まず、耐震化診断の結果と対応についてでございます。これはまだ、公表できないということでございますが、特に小中学校につきましては、小中学校等公共施設につきましては、住民の避難場所のひとつにもなっておりますので、計画的な改善策を講じていただきたいと思います。

それから、防災計画につきましては、自分たちの町は自分たちで守るという住民への意識づけが非常に大切だろうと思います。その件につきまして、町長がマニフェストに示してありました防災力の強化を目指した全町民一斉の避難訓練というのがあったと思うんですが、いつごろ予定されているのか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この件も一昨日の施政方針の中にも入れさせていただいていますが、地域防災推進づくりや地域防災施設整備を推進してまいりますということで、まず、この問題はたしか松上議員からも出たかと思うんですが、同じ、いつごろかという多分同じような質問があったと思うんですが、今、その準備づくりをしておる。やっぱりそういう、まず、区長さん、地域の方のご協力を賜るということの準備、それから防災無線におきまして実際それを設置してからの効果を見なくちゃいけませんので、ことしは無理だと、できますれば、早ければ、来年にできればというふうに個人的には考えております。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

そこで、ちょっと関連するのでお尋ねしますが、住民の各区の自治区への加入率について芦屋町は何%なんですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

すみません。最近の情報をちょっとつかんでおりませんが、私どもが危惧しておりまして、以前自治区の組織率を調べております。そのときには約63%というような状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

なぜ私がこんなことを今聞いたかと申しますのは、今から計画されるであろう全町民一斉避難訓練といいますか、それを何としても、今のような加入率で、区の役員の方と未加入の住民の方との連携というものがとれるかということなんです。こういった機会をとらえて、一方では行政と、行政も支援しながら各自治区の加入というのを今のうちからとるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

まさに私どももここまで自治区の加入率が落ちたということに関しては、危機感を持っております。それで、19年度に区長会と一緒にになりまして、自治区加入促進の協議会を職員と一緒に立ち上げております。まだ一定の結論は出ておりませんが、そういったものをとらえなが

らぜひ加入率を上げるという、目標値としては当面70%というようなことを、目標値を掲げながら積極的にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

70%は低いかと思います。遠賀、岡垣は90%、水巻町は80%を超しておる、最低80%ぐらいと言って欲しかったと思いますが、これは大事なことだと思いますので、やはりそこからあたりから入っていただきたいと、要望しておきます。

それから、防災条例の制定の点でございますが、確かに個人情報保護法というのがネックになってるというふうには感じます。だから、私あえて、国に先駆けて、全国に先駆けて、芦屋町が先に取り組んだらどうかということと言いたかったんです。なぜかといいますと、やはり本当に災害弱者と言われる高齢者、身障者等の安否確認とか、避難誘導をもっと適切にするためには、今は民生委員さんだけが把握してあるので、それで実際そういう大災害が発生したらとてもその人たちを救うことはできないと思われます。

したがって、私が申し上げたいのはそういった情報を、それは一般にオープンしなさいというんじゃなくして、やはり区長さんとか消防に限定した防災条例を制定してはどうかということをお聞きしたかったんです。その点ちょっとご答弁願いますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

条例とそれとは直接にはない部分がございますが、ただ、そういう貴重なデータでございます。これをどう使うかにつきましては5月に集約して、今私ども持っております。これは消防の一定の幹部の方にはぜひそういう状況で、そのかわり非常にデリケートなデータでございます。特に、弱者、障がい者の方とかいうことにつきましてはデリケートでございますので、きちんとその辺を認識していただいた中で、データはお預けをしようというふうな考え方を持っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

ちなみに、要援護者といいますか、その対象者数は何名ぐらいおられますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

この要援護者という概念がいろいろございまして、各自治体でどこまでどう選ぶかということでございます。ですから、これにつきましては、実際私どもは何名おるからという把握はしておりません。これは、ただ、あとはそれぞれの担当の方でわかりますので、これはお調べすることができますので、後でお答えしたいというふうに考えております。

ただ、既にこれは手挙げ方式というんですか、ご本人が同意して、報告した方の総数につきましては一応539名の方が何かあったときにはよろしく願いますというようなことで、情報を提供して、私どもが管理しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

逆概念が確かにあろうかと思いますが、一般的にそういった寝たきりの方とか、そういった関係者がどのくらいかなというのを僕はちょっと知りたかったんですけど、後からで結構でございますので、その件についてはまた教えていただきたいと思います。

それから、最後になりますが、防災と関連して消防団というのが芦屋町にありますが、これ消防組織法という法律に基づいて設置されてるというか、これおわかりのことかと思いますが、私が一つここで申し上げておきたいのは、消防団員に対する地域の住民の方々の意識が最近低いんじゃないかというふうに感じてます。そこらで、やはりある他町の例でございますが、消防団に対する、例えば、年末警戒とか、年末歳末警戒とか、出初め式とか、そういうときには地域の方々がありがとうございますと言って、やっぱり消防団に対して何ですか、資金を集めて、お金を集めて、そして、持っていつてるという地域がいっぱいあるというふうに聞いてます。これは非常に大事な部分だと思ってます。今まで芦屋町は金があったから、という意識が非常にそこらあたりから根強いものがあるんじゃないかなと思いますが、そういった、特にこの役員さんたちを中心にもっと積極的に、もっとこんなに大変なんですよということをやはり行政としてしっかりと理解していただく、そのようなことをしていただきたいと思ひますし、住民の方にも積極的なPRを、同じことかもしれませんけれども、やっていただきたいということをお願いして、済いません、時間来ましたので、質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩します。13時10分から行います。お疲れさまでした。

午前11時40分休憩

午後1時08分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、6番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

6番、今井です。一般質問の通告書に従いまして本年度3月議会は一般会計及びほかの平成20年度会計予算ということで、最初に、平成20年度の一般会計予算、国民健康保険特別予算について質問いたします。

要旨は、予算計画を見ますと、国民健康保険への繰り出し金、この金額が一般会計から6,000万円となっておりますが、今後財政計画シミュレーションを見る中ではこの繰り出し金がどのようになるのか、ちょっと読めないところがありますので、現在、執行部としてどのように考えておられるか、繰り出し金についてお聞きをいたしたいと思います。

2番目といたしましては、今回約9本のいろんな補正予算上がっておりますけれども、昨日の質疑の折に一番大切だなということはお聞きいたしましたので、もう一つ、大きな金額が出ております平成19年度公共下水道事業会計補正予算の中で、要旨といたしまして、下水道事業会計の資本的支出の企業償還金が1億円増額として補正として提出されています。この厳しい財政状況の中で、補正として1億円の支出増をしたいとする補正予算の中身、いわゆる起債の償還ということですので、繰り上げ償還をされているということだと予測されますが、この繰り上げ償還をする根拠となる制度、経緯及び財源をどのようにされるのかということについて質問をいたしたいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 占部 義和君

それでは、一般会計、20年度の当初予算で国民健康保険特別会計への繰り出し金、この繰り出し金については、いわゆるルールに基づいた繰り出し金は別途あるわけですが、ご指摘の6,000万円につきましては、いわゆる国保会計の赤字補てん分として繰り出す金額でございます。

そこで、財政シミュレーション上、どう見込どるのかということですので、昨年議会にもお示ししました財政シミュレーション上では、この赤字補てん分として、19、20年度の2年間は6,000万、それから、21から23年度の3年間は4,500万、それから、24年度から28年度の5年間は3,000万を繰り出す計画にしております。段階的に引き下げていこうという、これはどういうことかと申しますと、国民健康保険特別会計の中において医療費の削減であるとか、場合によっては国保税の税率の見直しであるとか、そういう自助努力をやっていただいて一般会計から繰り出す金額については、この程度におさめていただきたいと、そういう趣旨でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

上下水道課長。

○上下水道課長 鶴原 光芳君

2点目の項目、今回の補正予算の件でございますけれども、議員おっしゃられましたとおり、今回の補正の主な内容につきましては起債の繰り上げ償還というものでございます。この制度につきましては、国の方で徹底した総人件費等の削減を内容とする財政健全化計画または公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革、経営改革を行う地方団体を対象に平成19年度から21年度までの3カ年間、臨時特例措置として、平成4年5月までに借りた起債について金利5%以上のもののうち総額5兆円規模で公的資金の繰りかえ運用を許可するという制度でございます。今回いろいろ条件ございますけれども、下水道事業で借りております起債関係がこれに該当したということで、この分を一括返済することによりまして金利等の軽減が図れるということで、今回補正をさせていただいております。

この事務の流れでございますけれども、平成19年の8月に総務省の方から償還の実施要綱の通知がっております。そして、10月に公営企業健全化計画を福岡財務支局及び県の地方課の方に提出いたしまして、翌月、11月にその内諾を得ました。ことしの2月に償還の承認通知を受けました。そういう関係で、3月の補正にこれを計上しておるということでございます。この財源につきましては、下水道会計の内部留保資金をもって充てておるということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

それでは、最初の方の国民健康保険に関する質問の中から、先ほど財政の方からの関係で、21年から23年が4,500万で、それ以降については、28年度までは3,000万というこ

とで、いわゆる繰り出し金を落としていくという形になってるということですが、実質そういうことをいたしますと、国保の加入者にそれが反映されて、国保加入者の保険料が上昇するのではないかと。仮にこの6,000万は、まだことし6,000万いただけるということですので、来年度、もし4,500万という計画になったとき、現在、芦屋町の国民健康保険加入者、加入しておる方の保険料がどのくらい上がるのかということは想定つきますでしょうか、ちょっとお答え願います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

国保財政の制度の仕組みからいたしますと、一般会計からの6,000万円が減少すれば、ほかに財源はありませんので、基本的には国保税で賄うこととなりますが、6,000万円が4,500万円になった場合の差額分の1,500万円につきましては、平成18年度の国保税の決算額が4億3,153万円でございますので、被保険者1人当たりになりますと、平均で3.48%に相当します。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

そうすると、現在まだシミュレーション状態、決定されたわけではないんですけども、4,500万に、もし来年度なれば町民1人当たり3.48%上昇するということが理解できます。同時に、国民健康保険というのは医療費の負担をしてるわけですから、新聞等で見ますと、医療費が年々高騰している現状があります。医療費が年々上昇しているということは、この繰り出し金とは別に保険料の上昇にも反映されてくることになるんでしょうか、そこについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

国保財政では病院にかかった医療費のうち自己負担分、原則3割でございますが、これを除いた部分、約5割が公費負担となります。残りの5割は国保税、一般会計からの繰入金、国からの財政安定化支援金などで賄うことになっております。したがって、医療費が上昇すれば、国保税も上昇することになります。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

そうしますと、当然芦屋町の国民健康保険の担当としては医療費を削減しないと、町民の保険料は下がらないということに直結すると思います。実際的に医療費削減のために町としてどのような施策、方策をとっておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

まず、2カ月ごとに各世帯に医療費の通知をいたしております。それから、集団健診で、住民健診を実施しております。それから、広報誌、パンフレットなどで重複受診などをしないよう呼びかけております。それから、平成20年度からは特定健診、特定保健指導をスタートさせ、健康対策課と連携しながら医療費削減に取り組むこととしております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

よくわかりましたけど、いずれにしましても、医療費削減については相当の力をもってやっていかないと、今財政的にも縮小するかもしれないという計画もある中で、医療費が高騰してるといことは実際新聞等を見れば皆さんよくご存じなことだと、これが結果的には、先ほどの3.48%と言われた上昇にプラスされていくわけですから、町民1人当たりの額がどんどんふえていくという結果になります。

さらに、国民健康保険というのは応能応益ということで、収入に応じて実質的に払わなきゃいけない。国民健康保険の多くの方は自営業とか第1次産業の方とか、いろいろおられますけど、60歳になって定年になれば、ここにおる我々も含めてみんなが加入していく保険なわけです。60歳を超えて、65歳を超えた方で年金生活をしている。だけど、年金生活じゃ生活できないから、少しでも生活の足しにということでアルバイトなり、仕事をしていく段階において収入を上げていくと、応能応益割というのは実際的には自分の生活費のために、生活費を稼ぐためにやるんですけども、実際的にそこで稼いでいくと、結果的に保険料が応能応益型だと上がっちゃうと、国民年金ですか、年金でもらってるお金なんかが逆に吹き飛んでしまうという現象があるというふうに私聞いておるんですけど、その辺の応能応益割というのはどのように働いたときに対応されていくのか、ちょっとご説明願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

芦屋町の国保税の課税システムでございますが、応能割と応益割、大体ほぼ半々程度で一応課税される仕組みになっております。応能割といたしまして、所得割、資産割でございます。応益割といたしまして、平等割、均等割でございます。以上の4方式で一応課税されるシステムになっております。したがって、所得がふえればその分、国保税もふえるということになります。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

芦屋町だけに限ったことではないので、ここで私が声を大にして言うことはないと思いますけど、実質的に国民健康保険というのは60歳を超えて、少し年金出る方もいるし、65歳からは国民年金の方は皆さん、全員国民に対して出るわけです。少し働いたら、100万、200万の収入を上げようと思って上げたら、逆に言うと、保険料60万、70万ふえたんです。実質、差額的にはもう何のために働いているかわかってないというふうになってる。この現実には皆さん方、60歳超えてる皆さん、65歳超えればもっとわかってくる。逆に働かなくて年金だけ、例えば、国民年金で70何万という年間最高額をもらってて、何もしない方がおもしろいことに国民健康保険弱者救済ということで、保険料ほとんど払わなくていいように、働けば働くほど、何のために働いているのか、国民健康保険を払うために働いてるんじゃないかというのが、きょうまでの現実です。

さらに、ここで大きな保険制度の変化が出てきます。その一つが、ここ二、三年前から出ておる介護保険、これは65歳以上になればすべての国民が国民健康保険料以外に介護保険の支払いが必要になってくる。今まで話したのと別に65歳になったら、また払わなきゃいけないということになると、介護保険料というのは年額どのくらいになっているのか、遠賀郡の場合は、教えてくださいませんか。

○議長 横尾 武志君

健康対策課長。

○健康対策課長 竹野 正己君

お答えします。

遠賀郡内では福岡県介護保険広域連合というのがありまして、その中で3つのグループに分かれております。その中で、芦屋町の場合はちょっと若干中段の位でして、一番多い方で11万9,000円です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

今まで言いました国民健康保険以外に介護保険が11万、最大ですけど、かかってくる、非常に大きな負担です。これに加えて来月からは後期高齢者保険が加わってきます。これは議会冒頭に川上議員がご質問になられましたけど、国民健康保険、それから、介護保険、それに今度はプラスして75歳以上になれば後期高齢者保険、これを払わなきゃいけない。これは年金からの天引きです。それを払えないと保険証をとられる、大変な事態です。ここで75歳以上になれば、今度は後期高齢者保険の支払いが必要ということですけど、現時点で保険料を年額どのぐらいになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

年金収入が79万円の基礎年金のみの方の場合につきましては7割軽減が適用されると、保険料は1万5,280円でございます。最高限度が50万円となっております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

先ほどから私もお話してますように、いわゆる最低限の79万円だけだったら年間1万円、いわゆる低所得者、年金生活者だけ、非常に優遇されてるんですけど、実際今言われた最大50万、平均して月5万円ですよ。これが75歳の人から年金から5万円取られるんですよ、来月。それに加えて介護保険も取られる。プラス国民健康保険は、芦屋町は補助率を下げようとしている。私はやはり以上のことを聞いてますと、国民保険料というのは医療費、いろいろな条件で町民の負担、これはどんどん上昇していく傾向、大変な事態だと、さらに追い打ちをかけて、今言いました介護保険、後期高齢者保険料が75歳以上の弱者にかかってきます。

このような状況で、本当に町として町民の暮らしに一番大切な命をつなぐというような国民保険料の繰り出しを下げることによって保険料が上がっていくというのは、やはりここでは再考すべきではないかと、もう一度検討し直して、町民の、本当にお年寄りの立場に立って検討する、これが我々議会、それから、執行部に課せられた一つの条件ではないかと思うんですけど、その辺もう一度再検討すべきではないかと思うんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

この件につきましては議会にもご説明し、承認を受けております行政改革の中の集中改革プラ

ン、これの大きな7番目の自主性・自立性の高い財政運営の確保、その⑤自主財源確保の推進、これの8番目の項目で国民健康保険税の見直しというのが上がっております。これの1項目としましては、「国民健康保険事業は、毎年の医療費の増加に対し、税収の伸び悩みや国からの補助金の減少などにより、赤字運営となっており、一般会計から補てんを行っている。国の医療制度の改正などを踏まえて、国民健康保険運営協議会において、国民健康保険税の見直しの検討を行い、事業の運営安定化を図る」ということが決定されておるわけです。このプランでいきますと、21年度の税率改正に向けて20年度は検討の期間であろうかと思えます。

それで、仮に今財政シミュレーション上はこのような金額を想定しておるわけですが、いいやそうじゃないよと、現行の6,000万を維持しなさいというようなことでありますと、このプラン自体の見直しにも影響してきます。

それから、4,500万との差、1,500万、3,000万との差、3,000万、ではどこから出すんだと、皆さん方からいただいた税金から回すとするならば、いわゆるサラリーマン、我々公務員もそうですけど、政府管掌保険、市町村共済保険、これの医療保険に加入しております、そこの保険経理が悪化すれば、当然掛金なり、支払いというのがふえてまいります。サラリーマンはそうした引き上げで、残った分で税金を納めておる、その税金の一部が国保世帯の軽減のために使われる、これは本当にそういうサラリーマンの理解が得られるのかどうか、この辺は非常に疑問が残る点であろうと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

そうですね、おっしゃられるとおり、シミュレーション上では年間3,000万、月たった300万だと、私は逆に言いたい。それで、お年寄りの人たちを守りましょうよ。それが我々議会と執行部の役目でしょうと。ぜひこれは6,000万をもっとふやせということを実は私は言いたいんです。といいますのは、年間50万の後期高齢者、だれも払いませんよ、お金ない人。どうやって払うんですか、7万円——5万円かな、今国民年金5万円ぐらいしかないんですよ。大変なことですよ。

ですから、ぜひ我々が議会と執行部、もう一回、汗かきましょうよ、3,000万円のために。どこかで捻出しましょうよ。そして、町民のために頑張ろうと思えます。どうですか、検討だけでもしていただけないでしょうか、もう一度、再度お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

財政シミュレーションは毎年見直して議会に提示し、それに承認というか、了解をいただいて進めていこうと、これは以前から方針は変わっておりません。

したがって、次の質問にも関連するんですけども、ことしの当然財政シミュレーションのやりかえは行います、見直しは。当然20年度から、昨年の19年度からことしの見直しにおいては20年度ということになってきます。

そこで、19年度と20年度で若干変わってる要素が確かにあります。ありますが、その辺を盛り込んでも、果たしてこの辺の赤字補てんの額をどう推移させていくのかというのはやはり議論の余地があると思います。執行部内で詰めまして、議会にご提示したいと、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

どうもありがとうございます。ぜひ執行部で詰めて、3,000万のことで命つなぐということの大命題です。町民の命です。65歳以上、大変なことです。生活できません。病院にも行けないんです。保険証がなかったら。ぜひよろしく願いいたします。私も国民健康保険の審議委員会の一員としまして、1年間かけてしっかり財政の安定というものを念頭に置きながら、医療費の軽減のために一生懸命頑張りますので、この3,000万を落とさないように、ぜひ6,000万堅持をお願いいたしまして、最初の項目の質問を終わります。

それでは、2項目めの下水道会計における起債の繰り上げ償還ということでご説明、今受けまして、政府の方で借入れが平成4年ですか、15年以上経過した年利5%以上の公的資金についての地方全体で5兆円ということの償還になるために、本年度1億円を出して、その根拠は内部留保金をやるということでご説明を受けました。

それでは、今回国の方から対象となった起債の元金及び利子の金額を年ごとに償還金額、ちょっとわかりましたら説明願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

上下水道課長。

○上下水道課長 鶴原 光芳君

今回対象となりました元金というのは、平成19年度償還分で約1億700万円、20年度償還分で約1億1,300万円、21年度償還分で約1億6,900万円ございます。これの合計は約3億9,000万になりますが、これを繰り上げ償還しないでそのまま、今までどおり元金を

償還していくとした場合には、20年度で約6,800万、21年度で5,140万円、22年度で約4,770万、全部で10本の起債が対象になっておりますけども、これの最終償還年度というのが平成33年度というふうになっております。23年度から33年度まで、平均で言いますと約2,460万円の元金の償還があるということでございます。

次に、これに伴います利子でございますけれども、20年度で約2,530万円の支払い、21年度で2,200万円、22年度で1,860万円の支払いが生じまして、これも同じく平成33年度までの利子の支払いがあります。これを23年度から33年度までの平均で言いますと、約780万円の支払い利子が生じるということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

今元金と利子の支払いが平成33年度、長いことになるものを3億9,000万をここで、3年間で返すというふうに説明を受けました。じゃそこを早めた場合、実質的に町に対する効果がどのくらい出るものか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長 横尾 武志君

上下水道課長。

○上下水道課長 鶴原 光芳君

今回認められたのは、平成19年度分ということでございます。20年、21年につきましては、まだ承認というのはいただいておりませんけども、当方で予定しておりますこの金額、先ほど言いました金額が認められたということで想定いたしますと、19年度で約1,580万円、それから、20年度で約4,870万円、21年度で約6,030万円、これ合計しますと約1億2,490万円の利子を支払わなくて済むということになります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

ここでじゃ償還を早めたら1億以上の金が出てくるということで、非常にいい償還システムです。

しかし、ちょっと逆に償還早めた場合、今後発生すると予測された償還金に対する交付税措置が対象にはならないのではないかと思いますけど、その場合は逆に交付税がなくなれば、交付税部分が減収となるということも普通考えられますけども、この交付税の影響はどのようになっ

てるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

実は我々もこの話が19年の8月、先ほど上下水道課長申しましたように、そういう繰り上げ償還してもいいよという通知が来たときに、じゃそれは確かに町にとっては有利なんだけれども、交付税措置があるじゃないか、今のまんま返していけば。じゃこれが繰り上げ償還することによって、後の交付税措置一切見ませんよ、あるいは当時の起債ですと、交付税措置50%ありました。

だから、今回2億なり、3億をぼんと返したときに1億、その半分は交付税としてバックしてくれるんだらうかと、そういう非常に危惧しておりました。地方課に問い合わせても、はっきりした結論が出ないという状況でありましたけれども、実は20年の1月25日付で、総務省の自治財政局交付税課から文書が届きました。これには「補償金免除、繰り上げ償還を行う各地方債の元利償還金に係る普通交付税措置については、繰り上げ償還財源のための借換債の発行の有無を問わず、繰り上げ償還前の各地方債の元利償還金に基づき、基準財政需要額に算入する」と明記してあります。

したがって、交付税での影響はございません。そればかりか、繰り上げ償還することによって不要となります利子、さっき上下水道課長申しました。実際に払わないにもかかわらず払ったという想定で、その半分は交付税でバックが来ると、非常に有利な制度であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

ちょっと聞いてびっくりするようにいい制度なんですけども、元金を先に返しても、後から交付税措置がある。交付税の部分がどのくらいになるかというのはこの後、来年、再来年度、決定されないとわからないと思います。芦屋町にとっては億以上のお金がきちんとこれプラスになってくるだろうと。ぜひこのお金を有効に使うようによろしくお願いします。

それでは、戻ります。よくわかりました。

19年度補正で1億何がして、約1億出てるわけですね。これは内部留保金でということ、先ほど課長から説明がありました。この内部留保というのは緊急的な災害、例えば、天災なんかが起こったり、下水道がどっかで破裂したとか、下水道の配管壊れたとかいうための、対応目的

のための内部留保金を流用してるんじゃないかと思うんです。もし、この1億円を出すとすれば、緊急時の下水道修理費、来年度以降、内部留保だけでは大変なことだと思いますけど、この辺についてはどのように対応するのか、ご説明願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

上下水道課長。

○上下水道課長 鶴原 光芳君

今回19年度は内部留保金で1億ほど使わせていただきますが、これを使ったとした場合で、今年度末の内部留保資金というのが約2億5,000万程度というふうに見込んでおります。これ通常の運転資金といいますか、いろんな支払い部分の関係がありますので、ある程度そういう金額も確保しとかなないといけないし、議員ご指摘のように、災害等発生した場合の対応ということ考えた場合にある程度の金額は確保しとかなないといけないということがあると思います。

ただ、ここ近年で一つの例で申し上げますと、山鹿の方で陥没事故等が発生いたしました。これは非常に大きな事故だったと思いますけれども、金額的に約4,000万程度のお金がかかったというふうに聞いております。

ですから、当面の運転資金、それから、その程度の——その程度という言い方はおかしいですけども、山鹿の陥没事故等の工事に対する金額であれば2億5,000万程度、今持っておりますので、その中で何とかやれるのかなというふうに思います。

ただ、天災といいますか、大きな地震とかあって、根本的に幹線あたりが全部やられたよといった場合には、当然のことながらうちの下水道会計の方では対応できませんので、そのときはやはり一般会計の方に相談するということになるかと思えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

よくわかりました。それでは、内部留保、それでも2億5,000万あるから、何とか資金的には回っていくんじゃないかということですね。大きな天災がないことを祈る限りです。

それでは、今さっき言われました20年度、21年度が1億3,000万、1億6,000万、うまくこのまま話がいけば早期償還をするということですけども、ここの1億はわかりましたけど、20年度、21年度、もしそうなった場合、償還金、約2億9,000万ですか、2億9,000万ぐらいになるんですね。その2億9,000万のもし決まった場合の財源はどのように資金調達されるのか、今お考えがあればご説明願います。

○議長 横尾 武志君

下水道課長。

○上下水道課長 鶴原 光芳君

議員も先ほどからおっしゃっていただいておりますように、今回の制度というのは非常に有利なものですから、ぜひともこれは活用しなければならないと考えています。たまたま19年度につきましては一応内部留保金で対応させていただいておりますが、先ほど言いましたように、下水道会計の方から絞り出すということは、これ以上は無理かなというふうには思っております。そうした場合に一般会計からもらえないとなれば、市中金融機関等からの借り入れというのも一つの方法として考えられるというふうに思いますけども、借りた場合に当然のことながら利子のまた支払い等が発生するということです。

ですから、そういうものも含めて、また、ほかの方法もないのか、今後少し時間ありますので、財政当局と協議を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

今言いました2億9,000万について、財政当局の方としては何かここは一般会計から出せないかというものは、2億9,000万、非常に大きなものですから、実質的にどのように考えておられるのか、ありましたらご説明願います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

現在の財政シミュレーション、財政計画上では、この繰り上げ償還金の分について一般会計から下水道事業会計へ出すという計画は反映しておりません。昨年このシミュレーションをつくったときには、こういう繰り上げ償還があるというのがちょっと想定できてなかったし、確たるものがなかったわけですので、反映しておりません。

しかしながら、先ほど上下水道課長申しましたように、この繰り上げ償還は非常に有利な措置でございますので、将来の金利負担を考えれば、町にとって得策であるということは、これはもう間違いないことです。

また、一般会計にとりましても、今後繰り上げ償還を行うことによって、将来の元利償還金なくなるわけですから、現在、一般会計が下水道事業会計に元利償還金の一部として補助しとる、これらの経費も当然繰り上げ償還した分についてはゼロになってくる。

そこで、財政シミュレーション上、幾らかの余剰が当然出てきます。じゃ繰り上げ償還財源を

どのように調達するのかということですが、幾つか方法はあろうかと思っております。

まず、先ほど上下水道課長言いました下水道事業会計で低利な資金への借りかえ、これが5%とか以上の高い金利の時代に借りた分で、現在、仮に市中銀行で借りますと1.何%とか、そういった率でございますので、そこで借りかえることによっても、当然利率分の差額の分は効果があると。

それから、一般会計から元金の分を用立てようという場合には、全庁的な資金、一般会計とか特別会計の基金、こういったものもありますし、全庁的な資金の繰り替え運用、こういったもので捻出できるかというのはちょっと検討したいと思っております。

いずれにしましても、今後よく協議した上で、そういうきちとした方針が出ましたならば、なおかつ財政シミュレーション上に反映できますれば、その辺も反映してご説明したいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

私も財政シミュレーション、今回の中で、このお金が出るということ、よく見ましたけど、一般会計の中からの捻出というのは、先ほども1,500万の国民健康保険でも大変だということでご返事があったのでわかります。一般会計から無理だと、では、市中から、どっかから借りかえるか、これも億のお金を借りるというのは非常に難しい、結局パーセント、幾らか払っていかなくちゃいけない。慎重にその辺は協議していただきたいし、それから、最後にもありました一般会計以外の特別会計も含めてということになりますと、確かに余剰があるところの特別会計ありますけど、この借り入れ、一時借り入れにしましても、慎重に対応をお願いしたいと思えます。

いずれにしても、企業会計から出すということについては、ぜひ事前にきちとした話をする中でやらないと、私はもう目算として企業会計かなと思ってるわけですけど、企業会計から出す場合には相当、当該年度、当年に利益を出した分を返してもらって、一般会計に入れる、これは法的に認められていますから、年度を超えて、決算を超えて借り入れるとなると、結果的にはそこには利子は発生しますから、慎重なる、いいことなんです。下水道会計、返すことは1億、それプラス交付税、いいことなので、ぜひこの財源についてはよろしく検討をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

次に、7番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

7番、川上です。一般質問をいたします。

まず第1に、町職員の倫理条例の制定の問題について伺います。

芦屋町では、町職員の倫理規定は地方公務員法により規律を求めてまいりました。しかし、今回町職員と建設業者が逮捕されるという談合事件が起こり、癒着が明らかになりました。職員の職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、より厳しい対応をもって、町民の町政に対する信頼を確保することが求められています。一切の談合体質を排除し、公正な職務を行うために町職員倫理条例を制定することが必要と思いますが、どう考えるのか伺います。

2点目に、教育問題について伺います。

芦屋町では、芦屋東小学校と芦屋中学校に児童生徒支援加配教員を1名ずつ配置しています。この支援加配教員はどのような目的で配置されているのかを伺います。

最後に、乳幼児医療制度について伺います。

福岡県は、2月20日に2008年度一般会計予算案を発表しました。予算案には乳幼児医療、重度障害者医療、母子家庭等医療の制度見直しが含まれています。乳幼児医療の就学前までの拡充を初め、新たに父子家庭や精神障がい者にも対象とするなど、県民の要望にこたえた改善面もありますが、全体として寡婦医療の廃止を初め、新たな住民負担や所得制限の導入で、最も弱者と言われている障がい者や母子家庭などに対し負担を押しつけるものとなっています。

そこで、次の点を伺います。

第1に、乳幼児の通院助成対象年齢を現行の「3歳未満」から「就学前」までに引き上げることとなりましたが、芦屋町でも就学前まで拡充する考えはあるのでしょうか伺います。

第2に、本年度、芦屋町が県の制度に上乗せして独自に助成する金額は幾らになるのか伺います。

第3に、就学前まで乳幼児医療費を無料にするのに芦屋町の負担は幾ら必要なのか伺います。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

それでは、1点目の町職員倫理条例につきましてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、職員の倫理、服務に関しましては、地方公務員法第6条6節、「服務」でいろいろ定められております。第30条で、「服務の根本基準」として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれを専念しなければならない」、また、33条「信用失墜行為の禁止」、34条「秘密を守る義務」、その他もろもろきちんとした服務規律を定められておるところでございます。

しかしながら、今回のこういった事件を受けまして、さらに厳しく倫理観を高める制度を構築する必要があるということを感じておるところでございます。こういったことが二度と起こらないように早急に職員が服務の遂行上、あるいは私生活において、特に利害関係者と接触する場合のガイドライン等を十分に検討した上で条例化を行い、住民の方々の疑惑や不信を招くことがないように制度化を努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

2点目の教育問題の件でございますが、芦屋東小学校と芦屋中学校に児童生徒支援加配教員を配置しているが、その目的はということでございますが、芦屋町にありまして議員言われますとおり、芦屋東小学校並びに中学校に国庫負担教員を1名ずつ定数外で配置を、配当させていただいております。これは国、県からの配当でございます。この加配制度は、当該学校の全体教育にかかわる支援体制を組織化して、学習指導、生徒指導、進路指導の3つの観点から、その学校の教育支援を充実していくことを目的として加配されているものです。芦屋町にありましても、国、県の指導のもとで、目的に沿った教育活動を行っているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

乳幼児医療制度についてお答えをいたします。

要旨1点の県の単独公費医療制度改革案により、当町も就学前まで拡充する考えはあるのかとお尋ねでございますが、県の公費医療制度改革につきましては、マスコミ先行で報道され、県から正式に市町村に説明されたのが2月の下旬のことでした。これから県議会で審議され、3月末に市町村に具体的な説明会が実施されることになっております。乳幼児の医療費補助につきましては、従来から県の事業にのっかって、県、2分の1、町、2分の1の負担で実施してまいりましたが、これからもそういう方向になるのではないかと考えております。

要旨2番目の今年度、当町が県の制度に上乘せして独自に助成する金額についてでございますが、5歳未満まで通院費を補助、町単独で拡大しておりますが、その部分の経費が約935万円でございます。

それから、要旨3番目の就学前まで乳幼児医療費を無料にするのに当町の負担は幾ら必要となるのかということでございますが、現制度での町の実質負担額は約1,985万円ほどです。県の制度改革に伴い、町の負担が減る部分とふえる部分とがございますが、負担減の要素としましては、法律改正による就学前までの自己負担割合が3割から2割になること、定額負担制になることです。負担増の要素としましては、対象年齢が5歳未満から就学前まで拡大されることです。これらが実質どの程度の負担になるのか、現段階では把握いたしておりません。これから検討していくことになると思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

それでは、職員倫理条例の問題から伺います。

今後ガイドラインを作成して検討し、制度化に努めるという方向で、前向きにこれを検討するというご答弁であります。ぜひそういった方向で実現をしていただきたいというふうに思っております。同じように、官製談合、汚職、こういった事件が起こった行橋市、大木町、こういったところではやはり今度政治倫理条例、また、職員倫理条例、こういったことを制定していくという方向で動いてます。

県内を見ますと、2003年の時点では職員倫理条例を制定してる市町村が福岡市、中間市、大牟田市、大川市、それから、柳川市、あと苅田町、椎田町、金田町、糸田町、こういった、5市4町村、これは今合併したところもありますけど、一応こういったところが制定をしております。その後、平成19年の9月には宗像市が政治倫理条例と市職員倫理条例、これを制定しているということで、新たに大木町、行橋市を含めて3自治体が県内でも制定できてるということです。

職員のこういった業者との対応、これを具体的にどうするかということを書いているということで、苅田町では、職員が入札に参加しようとする事業者とは職務外の交際を行ってはいけない、こういったことを規定していますし、みやこ町でも、職員が利害関係者から供応接待を受けることや一緒に飲食、ゴルフ、旅行に行ってはならない、こういった問題を規定しております。

それで、私は、先ほど言いました大牟田市の職員倫理条例、規則、こういったものを見たわけ

なんですけど、この規則を見ますと、まず第1点目に、「職員が遵守すべき職務に係る倫理原則」ということで、「政治の奉仕者であることを自覚し、不断に倫理の高揚に務める」、また、「職務や地位を私的利益のために用いてはならない」「職務に利害のある者からの贈与を受けるなど、不信や疑惑を招く行為をしてはならない」、こういったふうな遵守すべき処遇を明確にし、そして、「職員の責務」として、「公正な職務の遂行を損なう行為を求める要求があった場合、その要求を拒否しなければならない」、これは「拒否義務」です。「公正な職務の遂行を行う情報や公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報を提供してはならない」、「守秘義務」としてのつてます。また、「職員と利害関係者との行為の制限」という中で、私はこういったことが本当にこれから芦屋町の職員にもこの条例が必要ではないかと思う。具体的にどういった方とどういったつき合いをするのか、それを規則の中で掲げてる。

まず、「利害関係者」として、「職員が職務として携わる次に掲げる事務の相手方」ということで、「許認可等、補助金等の交付、立入検査・監査、不利益処分、行政指導、事業の発達・改善及び調整、契約、入札」という、この8つの業務を上げて、こういったことを利害関係者として対応しなさいということをも明記してますし、また、「利害関係者との間では行ってはならないこと（禁止行為）」も具体的に、「金銭・物品・不動産の贈与を受けること」、これには、「せんべつや祝儀、香典、供花等含む」、また、「金銭の貸付を受けること。無償で物品・不動産の貸付を受けること。無償で役務の提供を受けること。未公開株式を譲り受けること。私的な利益のために有利な情報の提供を受けること。供応接待を受けること。飲食、遊技、ゴルフ、旅行をすること。利害関係者を保証人として金銭の借り入れ・不動産の賃借等を行うこと。」など具体的に行ってはならない行為を文書化してます。

そしてまた、町職員として町民、業者、そういったときに対応する場合に可能な行為、相手が利害関係であっても可能な行為ということで、こういったこともちゃんと文書化して明確にし、「広く一般に配布するための宣伝用物品、記念品の贈与を受けること。職務で、かつ多数の者が出席する立食パーティーやその他の簡素な飲食が提供される会合に出席し、飲食物の提供及び記念品の贈与を受けること」、また、職務で出席した会議においても、「簡素な飲食物等の提供を受け、ともに飲食すること」、これも一定の金額、例えば、1,500円とか、そういったところもみてます。また、深夜に「自己の費用を負担して、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際に簡素な飲食をする」、こういった場合でも1,500円以上の会食をしてはならないという、こういったことも含めて可能な行為を明確にいたしております。

そういった点で、私はこういったことをちゃんと明文化して、町職員に対して知らしめる、そして、それを守らせる、こういったことが必要だと思えますし、何よりも町職員の倫理条例は町職員を縛るだけではなく、「市民等の責務」ということで、「市民等は、職員に対し、公正な職

務の遂行を損なうおそれのある行為を求めてはならない」という業者や住民に対しても、町職員にこういったことをしてはならないということを明確にうたってます。そういった点では今度の談合事件を再び起こしてはならないという、こういった立場に立つなら、当然私はやはり芦屋町でも町職員倫理条例を制定することが必要と思います。

きょうの朝の辻本議員の質疑の中でも、入札の制度改革について触れられてましたが、確かに一般競争の入札の拡大、また、電子入札の拡大、総合評価方式の拡充、また、情報公開、それと同時に、地域産業の育成と公正な競争、こういったことを今後委員会の中で論議、また、協議、研究されて、再び談合が起こることのない、そういった制度をつくらしたいと思います。私は何よりも今度の事件の中で明らかになったように、談合という点では、行政、職員、議会、住民の中にある一切の談合体質を断固として排除するという、こういった決意に立つことが、まず談合を防止することの前提となるというふうに思います。

そういった点では、その第一歩として芦屋町では制定されてない町職員条例をつくること、これがやはり本当に不可欠なことだと思いますが、そういった点では町長にその点をお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、川上議員がるるお話されました。それから、担当の課長が答弁いたしましたけれども、今回のいわゆる職員による不祥事につきまして、非常に住民の方々に対しましては町政の信頼を著しく損なったということで、非常に執行部一同、職員一同、非常に反省に至っておるわけでございます。その一環といたしまして、今、川上議員のご質問にありますように、町職員の倫理条例というのは、これは速やかに制定するというふうにする準備をしております。

そして、中身につきましては、今、川上議員からるるご紹介ありましたように、いろんな市町の条例があると思います。そういうことを参考にさせていただきまして、よりよい中身のある職員倫理条例の制定に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひいろんな進んだところの条例を参考にしながら、芦屋町でも談合体質を排除する、そういった内容の町職員倫理条例を制定していただきたいと思います。

それと、1点、先ほどの入札制度の問題ですけど、辻本議員からも言われましたけど、一般競

争入札を行うということと、それと、地域産業の育成と公正な競争という、こういった点では、これは二律背反的ではないかという、そういった見方もあると思います。

ただ、しかし、やはり地場の業者をどう育成するかということは、やっぱりこれは町にとっては大切な問題です。そういった点では、今全国的に見ればいろんな研究や調査がされていますが、やはり単なる一般競争入札ではなくて、やはり地場産業を育成するという立場から条件つき一般競争入札、そういった部分を調査されて、地場産業の育成にも努めてもらいたいというふうに思います。

それと、確かにこの条例を作成することには談合体質の排除のまず第一歩という大きな力になります。

ただ、これを作成したらからといって、本当にこれが実際にちゃんと運用されているのか、守られているか、そういった点を検証しなければ、やはり「絵に描いた餅」になるというふうに思います。

そういった点では今言われているコンプライアンス制度、これが必要になってきます。今多くの自治体の中で、自治体コンプライアンス制度、こういったものを導入または研究しています。コンプライアンスというのは、先ほども言ったように法令遵守のことであり、そのための意識と体制の確立を求める考え方です。行政に対してすぐれた所見を有する住民による行政型オンブズマンパーソン条例、また、内部告発者保護の公益通報制度、弁護士や公認会計士による包括外部監査、また、これとは反対に職員みずからが自立的に行う内部監査制度、こういったものを多くの自治体で研究されていますし、実践されています。

それと、職員倫理条例、また、議員の政治倫理条例、こういった部分の強化も必要ですし、行政情報公開制度という点では、芦屋町には情報公開条例がありますが、これも制定した年数が古くて、十分な実効性を持ってない、そういった欠点を持っています。そういった点は改定して強めていくこと、そういったことが望まれています。確かにこういったいろんなことを小さな町ですべてのことを取り組むということはなかなか大変なことと思いますが、やはり法令、条例遵守を規定している行政としての姿勢を示すことが町民との信頼関係を築く上で大切なことだと思います。

そういった点では、このようなコンプライアンス制度、こういったことも今後検討、実践していただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

確かにおっしゃるとおりに条例をつくるのがすべてということではございません。最終的にはこれをどうコンプライアンス、守っていくかというのは町民の問題でもありますし、当然これ

はいろんな住民の方々等すべてかかわってまいります。

ただ、今こういう条例をつくり、そうした中で、確かにいろんな各地で取り組みがされております。いろんな地域事情だとか、そういうこともございますので、その中でいろいろ検討を重ねまして、芦屋町にとってどれが一番いいのかということをごきちん精査して、当然これは皆様方にも日々透明性を高めるために情報開示いたしまして、二度とこのようなことがないような、芦屋町にとってよりよい制度をつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

それで、当面やはり今回町職員倫理条例を策定するという方向の中で、先ほど言いましたコンプライアンスの立場から虚偽報告に対する罰則規定、不正の内部告発の奨励、告発者の保護等、こういったことを町職員倫理条例の中に盛り込むことができます。そういった点では、こういったものも含めて検討していただきたいというふうに思っております。

それと、最も重要なことで、こういったコンプライアンスを包括する立場から、さらにまちづくりの基本原理や行政の基本部分などを定めた自治体の憲法である自治基本条例、これも芦屋町でも制定が必要と思いますが、こういった自治基本条例の現状は考え方はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

当町では、ことしの4月1日から住民参画まちづくり条例を施行いたします。これは積極的な情報の開示によりまして住民の皆様方の意見をよりよく聞き、その上でよりよいまちづくり、それから、住民の皆さんの参画によりましてまちづくりを推進していこうという条例でございます。基本的にこの条例を策定するいろんな会合、過程では、自治基本条例なるものについても議論をしてきております。

したがって、この条例につきましても条例のちょっと第何条か忘れましたが、10条か11条だと思いますが、4年を超えない範囲でこの条例を発展的に見直すという条文もございますので、その中で今後検討されるものと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひこの事件をきっかけに、そういった自治基本条例の制定も急いでいただきたいというふうに思います。この談合事件が起こりまして、大変町民の方もショック受けてますし、私たち議員も本当にショック受けてるんですけど、私、先日インターネットでそういったことを検索してましたら、田川の市会議員のブログで、芦屋町の談合事件ということで行き当たりました。

田川の市会議員が自分のブログで、芦屋町の起こった談合事件について詳しく新聞記事とか、そういった部分を載せて書いてるんですけど、その中で見ますと、この事件によって芦屋町のイメージが大きく損なわれていると、そういったふうなことが書かれています。当然田川市でも高い入札率であるので、これはやっぱり入札改革を進めなきゃいけないというふうに書いてるんですけど、こういったふうにこの事件によって芦屋町のそういった問題が全国に情報として発信されているという、そういったリアルに、そういった点を私たちは見らにゃいけないというふうに思いますし、何よりもこの事件によってやっぱり多くの町民が心を痛めてるという、そういったことがやっぱり一番問題だと思います。

私も町民といろいろ対話をしますが、その中ではやっぱりこの間の談合問題、また、競艇問題、また、商店街の疲弊の問題、また、集中改革プランによる住民犠牲の構造改革路線、こういったことで、町民が芦屋町に対しての不信といいますか、そういったものを抱いているということが十分にあります。本当に芦屋町は本当にどうなったんだと、こういった声が聞かれます。そういった点では、私たちは1万6,000人の住民の思いに心を寄せ、本当に芦屋町に住んでよかったと、こういったまちづくりをしていかなければならないというふうに私もつくづく思っています。

そういった点では、議会の責任が問われると思いますし、また、何よりも町長の政治姿勢、こういったものが大きく問われてくると思います。そういった点では町長の今後の所見または決意を聞かせていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

職員倫理条例から大きな話になってきたわけですが、一昨日にも施政方針で述べさせていただきました。この件につきましては何度もおわび申し上げておりますように、この件で再発防止をするために職務精励し、職員一丸となってやるというふうにお話しておるわけですが。

それから、町長の姿勢ということでございますが、マニフェストを掲げておりますので、その辺につきまして粛々とそのことについては実行に移していきたいと思っておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひやはり町政に対する町民の信頼、これを回復するためにあらゆる手段をとることをしていただきたいと、そういうふうに思います。そういった点を申しまして、この質問を終わります。続きまして、加配教員の問題について伺います。

先ほど答弁がございましたように、この加配教員の配置の目的、これは平成14年の4月の1日、文部科学省中等教育局財務課長通達という通知ということで、「児童生徒支援加配は、学習進度が著しく遅い児童又は生徒が在籍する学校及びいじめ、不登校、暴力行為、授業妨害など児童又は生徒の問題行動等が顕著に見られる学校等、特にきめ細かな指導が必要とされる学校において、児童生徒の状況に応じ、特別な学習指導、生徒指導、進路指導が行われる場合」と明確に定めております。この中には、3項では、「従来の同和加配とは異なり地域を限定して加配するものではない」というふうに、そういったことが明文、うたってます。

私、議会事務局を通して、そういった加配教員の校外出張がどのようになっているのかということ資料請求いたしました。教育委員会の方から回答をいただきまして、平成19年11月16日時点で287回の芦屋中学校、芦屋東小学校の支援加配教員及びこれは支援部員という、そういった13名の教師、これの配置、校外出張が記録をいただきました。この287回の出張先団体を見ますと、おおむね目的に沿ったもの、つまり、特別支援教育とか、不登校、いじめ、就学指導、家庭訪問、こういったものに使われるということで、適正なものとなっております。

しかしながら、一部に不適正な団体の出張が行われているんじゃないかというふうに私は思います。これは部落解放同盟、部落解放全九州研究集会、また、県人権同和教育協議会、県人権同和教育研究協議会学習会とか、また、九州地区県労協、これの九州地区人権同和加配夏期講座、こういったところに合計10回、配置された趣旨とは無関係な外部運動研究団体への校外出張行われています。

この県人権同和教育協議会、県同協という組織は、教員派遣の違法性が問われた、いわゆる県同協裁判では、これは判決が最高裁で確定してますけど、派遣先である県同協は、「同和問題の運動団体の一つである解放同盟の関係者が常時副会長の一人に就任し、その解放同盟福岡県連合会と事業の共済等連携を図っており、教育の中立性の要請から、研修の適正に疑念を生じさせる」というふうに指摘してます。こういったふうに教育の中立性に疑念がある団体に派遣すること、これはやっぱり今後はやめるべきと思いますが、ご見解を伺います。

○議長 横尾 武志君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

先ほどもちょっと答弁をさせていただきましたけども、私どもにありましては加配ということで、あくまでも定数外で私どもはまいりたい。大きな流れの中で、私どもはこういった加配の定数外の先生をいつでも、1人でも多くという思いで、こういう政治的なものを私どもは獲得していると私どもは思っております。

川上議員が言われました点でございますけれども、校外活動、こういったところの分野でございます。私どもとしましては、県や国の指導に基づきながらこういった活動を行ってまいります。また、行っております。私どもが、先ほど言われました特定団体とか、そういったところもあります。けれども、私どもは、県や国の指導を受けながらこういったことをやっていっております。特に、県、福岡県教育委員会が主催するもの、ほか北九州教育事務所が主催する研修会、学習会、こういったものを研修することによって各教員が資質を上げて、人権教育も含めながら技量を高めていただく、そのことによって子どもたちが成長していくというふうに私どもは常日ごろから考えております。そういったことで、私どもは、県や国の指導の中で、今後ともそういう活動をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

先ほど言ったように特別支援教育とか、不登校、いじめ、そういったことや就学指導とか、家庭訪問とか、こういった国の指導、そういったものに沿ってる部分というのは当然いいことですし、私は基本的には加配教員はやはり必要でもあるし、これからもやっぱりずっと維持していかなければならないというふうに思います。

そういった点からも、この目的に合っていないような出張をやっていたら、県の方からは取り消されるようなこともあるんじゃないかと、そういった点で、すべてがいけんというんじゃないんですよ。おおむね適正なんですけど、10回程度ぐらいのそういった民間団体という、教育委員会とか、県教育委員会とか、そういったところとは関係ないところに行っておるとところが改めるべきではないですかということ言ってるんですよ。

県、国の通達に従ってますということ言われてましたけど、平成19年3月28日に福岡県教育委員会教育長が教育関係団体を通じた業務等の服務管理についてということの通知が来てます。これは教育委員会に来てると思います。この中では、「教職員が、各地区人権・同和教育研究協議会等教育関係団体を通じて情報収集等の業務に従事する場合には、学校教育活動との関連

性を明確にしつつ、適正な服務管理をお願いしてきたところです。しかし、本年度、複数の学校の服務整理諸帳簿等を確認したところ、一部の出張用務に関係団体業務への従事とも受け取れるような記載や、特定教育による校務担当者会議等への過度の出張など、服務上整理を要する問題が見受けられたところです」というふうに言われているんです。だから、県の教育委員会もやっぱりちゃんとそういった目的外の使用をしてはいけませんよということを言ってるわけなんですよ。

だから、これに違反すると、県の通達では、やはり3月28日の教員加配定数の活用等についてということで、「なお、加配配置校に対しては、これまで以上に詳細な活用状況調査を実施することとしており、本通知による取組が行われていない場合や活用の状況によっては、翌年度の配置は行わないこととなりますので申し添えます」というふうにやっぱり言ってるんです。

ですから、私は、こういったことにならないためにも、こういった少数の、10回程度ある不適切と思われるようなところに配置することはやめた方がいいのではないですかということ言ってるんです。こういった通知、これは教育委員会としては周知してることでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

19年の3月の28日の文書につきましては、私どももちろん承知いたしております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

それで、学習指導に関することというので、それと、生徒指導、進路指導に関すること、この中にいろいろなどういったものがそういうふうになるのかというのが書いてあります。「児童生徒の学力の調査・分析、習熟度別指導への参加」、それから、「円滑な学級経営が困難な場合の援助活動」、また、「就職活動の支援」、いろいろなことが具体的に書いてあります。この中に人権教育に使用していいというふうには書いてありません。

そういった点ではやはりこういったことから適用外のことをやってるので、やはりこれは早急に改めていただいて、今後はそういったところの配置をやっぱり行わないという、そういったことにしていただきたいと思います。そうしないと、やはり教育の中立性からも問題ありますし、今後目的外の使用は加配、今後は配置をしないという、そういった方向になると思います。

確かにこれは町の教育委員会の責任というよりも、私は県の教育委員会に大きな問題があると思います。もともと国はそういったことに使用してはならないということを使いながら、県の教育委員会が各市町村の教育委員会に人権同和問題に使いなさいといった指導を今までできて、

去年になってから、急にそれはならないというふうなことを言ってきたという、そこに大きな問題点があると思います。教育行政はくるくるくるくる目の色が変わるようなことを行う県の教育委員会に問題があると思いますけど、ただ、法的にはそういったものに使用してはならないとなつるので、今後はぜひそういった立場で配置、派遣を中止するよう強く要求して、この問題について私の質問を終わります。

続きまして、乳幼児医療の問題について伺います。

現在、福岡県内で就学前まで通院を助成している自治体、これは北九州市、福岡市、宗像市、福津市、宮若市、水巻町、二丈町、香春町、福智町、荻田町、みやこ町、築上町、こういったふうに12市町村あるという、人口から見れば、北九州市、福岡市があるということで、福岡県内の過半数を超えてる状況です。

全国的に見れば、就学前までに助成する自治体は通院の場合、2000年には全国の自治体の10%ぐらいでしたけど、2006年には70%になっています。東京23区では、中学生まで医療費の無料化、こういうことを独自にやっておりますし、神奈川県では、入院については中学生卒業まで助成を行っています。

そういった点では、福岡県は県レベルで見ても、全国で最低のランクになっているのが今の現状です。そういったことから、今回改定されることになったというふうに思いますけど、県下で一番高い水準を助成しているのは宮若市で、通院、入院とも就学前まで自己負担なし、所得制限なし、それから、自己負担については現物給付という、こういったことを行っています。

先ほども言われましたように、今度の県議会で、県は県内全市町村と協議して、10月から実施する方針となっております。そういった点では、県内いろんな自治体がやはり就学前までの助成を行うことが考えられます。そういった点では芦屋町も当然これはすべきではないでしょうか、先ほど検討するというようなニュアンスでしたけど、やるという方向でいいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

従来、今までは県の制度にのっかって乳幼児医療費の補助を進めてきましたので、当然そういう方向になるものと思っております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひそういった方向で実現することが望ましいというふうに思ってます。先ほども1回目の質問で言いましたが、今回の乳幼児医療の改定案というのは助成対象を就学前まで拡充するだろ

うと、改善された部分もありますけど、3歳以上の入院、児童手当に準じた所得制限のボーダーライン、こういったこともなる方向です。こうなりますと、夫婦に子ども2人、年収780万円の世帯では、この助成の対象外となって、現行より負担がふえるという問題が起きてきます。こういった方々が所得制限で助成できない方々というのは、世帯では約1割の方がこういった状況になるんじゃないかというふうに思ってます。

また、自己負担が今までは初診料のみであったもの、これ680円から日にちとか、時間帯によって1,270円までいろいろ違うわけなんですけど、これが1日500円になったのはいいんですけど、1カ月の上限として7回、7日まで、つまり3,500円負担することになるという、だから、今までより負担が、今まで680円だったのが3,500円になるという、こういった負担増になってくるものもあります。やはり私はこういった今までの制度より水準が下がる人、そういったところにはやはり支援することが必要となってくるというふうに思っております。

そこで、もう一点お聞きしますけど、今回の県の拡充方針と、また、国が保険の8割給付の対象年齢を就学前まで拡充するので、そうすると、このことによって町の負担が減ってくるというふうに思いますが、それがどのくらいになるのか、わかりましたら教えてください。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

3割が2割負担になることによって、確かに町の負担は減になります。

ただ、それが幾らになるかというのは、現段階では把握いたしておりません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

具体的にどのくらいになるという、わからないと言われてますが、これも一定の財源は必要になってくるということは事実であります。

それと、1回目の質問の中で、最初の答弁で、町が独自に助成した金額というのが935万円というふうに言われました。そういった財源と先ほど言った国が2割負担するということで負担が減る分、こういったものを財源として県の改定により負担増の影響を受ける方々、今言った自己負担の初診料の問題、また、児童手当に準じる保険の問題、そういった人たちに対する助成を行うことが必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

さらに、県の制度に上乘せして、町で補助をとということでございますが、これにつきましては県の制度になってどの程度の町の負担になるのか、また、今まで現行制度で930万程度の負担をしてあって、それがどの程度になるのか、そのあたりは今から試算をしていって、ある程度方向づけをし、決めていかなければならないのではないかと考えております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

2月の30日の新聞に荻田町が小中の医療費無料化をやるという記事が出てました。荻田町は、29日、18年度途中からの医療費の原則無料化を小中学生にまで広げると発表した。現在は、乳幼児が原則無料、相次ぐ企業進出により、従業員の定住促進をねらった独自施策、小中学生まで無料にする自治体は県内初、同町は現在、乳幼児医療費についてゼロ歳児は全額、4歳以上の就学前までは初診料と往診料を除いて公費で負担しているが、子育て支援対策の一環として独自に無料対象を小中学生にも広げる。10月からの実施を見込み、半年分の予算として約3,800万円を18年度当初予算に計上したとあります。

荻田町の地方交付税不交付団体であり、これはやっぱりなかなか無理だと思いますけど、これもやはり県が今度こういった方針を出した中で、一定今まで自分たちが出していた部分が県が負担してくれて浮くから、それに財源をのせて、こういった部分を出していけるんだというふうに思うんですよ。

ですから、やはり同じように水巻町は芦屋町より水準の高い部分というのも当然いろんな独自の上乗せ対策とかをもって、そういった負担がふえる人とか、そういった方々に独自サービスをつくっていくというような考えであります。そういった点がきょう午前中に言われてましたように、定住対策、少子化対策、これにもつながる問題だと思いますので、やはりぜひ芦屋町でも、財源は先ほど言いましたように930万とさっき言って、今度また新たに出る部分が、具体的には数字としては出ませんが、一定の部分が出てくると思います。そういったものを使いながらやれば、新たな財源を持ち出してするわけではないんですから、ぜひそういったことも考えていただきたいと思いますが、この問題については町長に、それについてどういうふうに考えるか、伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員はよくお調べになられており、職員よりもよく知ってるのではないかと聞いております。課長の答弁ありましたように、これはマスコミが先行しておりまして、今福岡県議会

で議会中でありまして、ひょっとすればこれ議会で、こういうことはないでしょうけど、否決されるかもわからないし、修正されるかもわからないという現状であります。もし、可決されたとしても10月から実施ということになりまして、いろいろそういうふうには可決されるということであれば、それは、速やかに県と同じように県レベルでやるということでございます。そのやり方につきましては遠賀郡四町担当者会議等々で諮っていかれるものと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひ芦屋町、財政的にも大変厳しいですけど、こういった本当に将来に明るくなっていく、そういった施策を努力して、実現させていただきたいと思えます。

最後に、今子育てをする若い世代の中では不安定雇用が増加し、収入が少ないことや長時間過密労働など労働条件も悪くなっており、子育ての困難が広がっています。病気のときぐらいお金の心配なく、子どもを病院に連れていきたいという願いはますます強くなっています。子どもは病気にかかりやすく、重症化することも多いために早期発見、早期治療が何よりも大切であり、少子化対策、子育て支援にとっても、医療費の無料化は大きな力となります。若い人の定住促進にもなります。今日、問題となっている人口増加対策にぜひとも必要なものです。芦屋町での実現を強く求めるものです。

そして、最後に、今回の医療費助成制度改定案には、乳幼児医療の拡充や重度心身障がい者医療、父子家庭医療など住民の強い要望にこたえた改善案であります。全体としては寡婦医療の廃止を初め、新たな自己負担や所得制限の導入で、最も弱いと言われている障がい者や母子家庭に負担を押しつける、こういった内容となっております。10月の実施に向けてよりよい公費医療制度になるよう住民と一緒に奮闘することを申しまして、この問題については終わります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時36分散会